

第1章 総 則

条例第1条（目的）関係

（目的）

第1条 この条例は、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項を定めることにより、土砂の適正な処理を推進し、もって県土の秩序ある利用を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例の制定趣旨、対象範囲及び目的を明らかにしたものであり、この条例の各条文の解釈及び運用は、本条の目的規定を基本として行われることになる。
- 2 この条例は、「県土の秩序ある利用」と「県民の生活の安全の確保」という2つの目的を達成するために、土砂の発生から処分に至るまでの各段階、即ち、土砂の搬出、搬入、埋立て・盛土等のたい積行為の各段階において、土砂の適正な処理を推進させることとしたものである。
- 3 この条例は、土砂の適正処理を促進するために必要な規制を行うものであり、土砂の工事間利用やリサイクル等必要な資材としての土砂の利用を妨げるものではない。
また、この条例は、建設工事等から発生する「建設発生土」を含めた「土砂」を対象としていることから、土砂であればその質や有価物か無価物か等は問わないものである。
- 4 土砂自体は、廃棄物のように危険性があるというものではないことから、土砂の運搬については、道路交通法等の関係法規を遵守すれば安全が確保されると考えられるため、この条例の規制対象とはしていない。
また、土砂が有害物質等に汚染されている場合等も考えられるが、土壌汚染等については、土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年神奈川県条例第35号）が制定されており、その中で一定の規制措置が行われていることから、土砂の運搬と同様にこの条例の規制対象とはしていない。

〔解釈及び運用〕

- 1 この条例の対象とする土砂とは、土、砂、礫、砂利の集まったものであるが、岩石等が混入されていても全体として土砂とみなすことができる場合には、この条例を適用するものである。
- 2 「土砂の搬出、搬入、埋立て等」とは、土砂の発生以降の処理形態を明示的に規定したものである。
- 3 「土砂の搬出」とは、第2章で示すように建設工事の区域の現場や他の場所への搬出を目的とする土砂埋立行為に係る土砂埋立区域（以下「ストックヤード」という。）からそれ以外の区域へ土砂を運び出すことをいう。従って、建設工事の区域外への土砂の搬出入を伴わない工事現場内での切盛りやストックヤード内での土砂の移動は対象としていない。
- 4 「土砂の搬入」とは、谷地の埋立てや農地等を造成するため、これらの区域へ土砂を運び込む行為やストックヤードへ土砂を運び込む行為のことである。

- 5 「埋立て」とは、土地への土砂のたい積とこれに付随して行われる土地の整地等の行為をいう。
- 6 「県土の秩序ある利用」とは、この条例や各法令の手続きを行うことにより、土砂の不法投棄等を防止し、県土を有効利用させることである。
- 7 「県民の生活の安全の確保」とは、土砂の埋立てに伴う土砂の流出、崩壊等の災害の発生を防止することにより、県民の生命、身体、財産を保護することである。

条例第2条（定義）関係

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 元請負人 発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）から直接建設工事を請け負った者又は請負契約によらないで自ら建設工事を行う者をいう。
- (3) 土砂埋立行為 埋立て、盛土その他の土地への土砂のたい積をいう。
- (4) 土砂埋立区域 土砂埋立行為の用に供する土地の区域をいう。

【趣旨】

- 1 本条は、この条例で使用されている用語のうち、特に重要な意味を持つもの、頻繁に使用されるものについて規定したものである。
- 2 市町村のいわゆる残土条例では、切土についてもこの条例でいう「土砂埋立行為」に含めて対象としているが、この条例は、土砂の適正処理を促進するため、即ち、他の場所から搬入される土砂を対象に、その土砂を適正に処理させるために制定したものであること、また、切土については土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）により一定の規制が行われていることから、この条例の対象とはしていない。

【解釈及び運用】

- 1 この条例の「建設工事」は、掘削、浚渫等の土砂を掘削する工事だけでなく、土木一式、建築一式等の建設業法の別表第一上欄に掲げる工事をいう。従って、砂利、岩石、土の採取についても、土地の掘削が伴うことから建設工事に該当する。
- 2 「元請負人」とは、建設工事の発注者から、直接その建設工事の施工を請け負った建設業者を指すものである。従って、発注者が複数の建設業者と契約を結ぶ共同企業体の場合は、共同企業体の構成員すべてが元請負人となる。
また、例えば、土木工事と建築工事等、工事を分割して発注する場合は、土木工事、建築工事の受注者の両方とも元請負人であるが、条例第4条が処理計画の作成及び処理計画の届出の義務を課するのは、建設工事に伴って500%以上の土砂を当該建設工事の区域以外に搬出しようとする元請負人である。
- 3 「請負契約によらないで自ら建設工事を行う者」とは、例えば、建設会社が自社ビルを自ら建設するような場合を想定している。
- 4 「土砂埋立行為」とは、土地へ土砂をたい積する行為であることから、土砂で山間部の谷地を埋立てる、「発生土受入地」といわれているものだけではなく、農地や宅地の造成、ストックヤード等も対象とするものである。
- 5 「土砂埋立行為」は、「土地」への土砂をたい積することであるため、当然のこととして、海面等の公有水面の埋立て行為や海底面において行う埋立て等については、「土砂埋立

行為」に含まない。

6 砂利、岩石、改良土等の製品や加工前の原材料としての土砂の土地へのたい積については、「土砂埋立行為」に含まれる。ただし、砂利や岩石の製品や原材料の搬出及びたい積は、第4条第1項及び第9条第1項のただし書により処理計画の届出や土砂埋立行為の許可を不要としているが、改良土の原材料としての土砂の搬出やたい積は、製品の原材料に含めず、この条例の対象となるものである。

7 「土砂埋立区域」とは、土砂を直接たい積する土地の区域だけでなく、周辺に設置される進入路、排水施設等の土砂埋立行為に関連する一団の土地の区域をいう。

8 本条例では「土砂埋立行為」に類する用語として「土砂埋立行為等」があるが、これは「土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止する措置」のことで、土砂のたい積のほかに擁壁の設置、排水施設・調整池の整備がこれに当たる。

また、「土砂埋立行為等に係る工事」とは、「土砂埋立区域内で行われる土砂埋立行為に関連する一連の工事」のことで、進入路の造成、除草・抜根、地盤改良、くい・丁張りの設置、沈砂池・仮設水路の整備等がこれに当たる。

第2章 処理計画の作成等

条例第3条（建設工事の注文に当たっての発注者の指示）関係

（建設工事の注文に当たっての発注者の指示）

第3条 発注者は、建設工事を注文するに当たり、当該建設工事の元請負人に対して当該建設工事に伴って生ずる土砂の適正な処理を指示するよう努めなければならない。

【趣旨】

1 一般に、通常の建設工事では、元請負人が処理費用を考慮して搬出先等を決定しており、一部の建設工事を除き発注者が搬出先等の決定に関与していることが少ないことから、土砂の搬出先等の確認等による土砂の適正処理の促進については、工事全般を管理している元請負人に行わせることとした。

しかし、建設工事の発注者も土砂を発生させる原因者であり、かつ、設計の内容や土砂の処分費を含めた工事経費の最終的な負担をする立場にあることから、土砂を適正に処理する責任の一端があると考えられるため、この条例では、発注者が元請負人に対して土砂の適正な処理を指示することを明示し、発注者に土砂を適正に処理することが必要であることを認識させるため、本条の規定を設けたものである。

2 本条は、発注者に対して搬出先や処理方法などを元請負人に対して具体的に指示することを義務付けたものではないが、土砂の適正処理を促進するためには、発注時に適正な搬出先を指定するなど、発注者として積極的に関与することを求めているものである。

【解釈及び運用】

1 「発注者」とは、公共工事、民間工事を問わず建設工事を注文する者をいう。条例第2条第2号では、「発注者」について「建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者」としている。従って、元請負人が受注した工事をさらに下請人に発注した場合には、当該元請負人と下請人との関係は、発注者と請負人との関係であるが、この条例では発注者とはならない。

2 「元請負人」とは、条例第2条第2号で規定する者である。

3 「土砂の適正な処理を指示する」とは、発注者が、元請負人に対してこの法令や他法令の手續を遵守するよう求めることや元請負人に対して処理計画の届出や許可を受けている場所へ搬出するよう求めることを想定している。

第4条（処理計画の作成等）第1項関係

（処理計画の作成等）

第4条 元請負人は、建設工事に伴って生ずる土砂を当該建設工事の区域以外の区域に搬出するときは、当該建設工事の区域ごとに土砂の搬出に係る計画（以下「処理計画」という。）を定め、規則で定める図書を添えて、当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

- (1) 搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）の認可に係る土地の区域において採取された土砂（岩石又は砂利の採取のために除去した土砂を除く。第9条第1項第4号において同じ。）の搬出
- (3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- (4) その他規則で定める土砂の搬出

規則第2条

（処理計画書）

第2条 条例第4条第1項及び第2項の規定による届出は、処理計画書（第1号様式）により行うものとする。

規則第3条

（処理計画書の添付図書）

第3条 条例第4条第1項及び第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（条例第4条第2項に係る届出にあっては、土砂埋立区域）の位置及び区域を示す図面
- (2) 搬出先の位置及び区域を示す図面
- (3) その他知事が必要と認める図書

規則第4条第1項

（処理計画の届出を要しない土砂の搬出等）

第4条 条例第4条第1項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出
- (2) 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事における土砂の搬出であって、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めるもの

〔趣旨〕

- 1 本項は、建設工事において発生する土砂の適正処理を促進するため、処理計画の作成と知事への提出を義務づけたものである。
- 2 処理計画の作成については、土砂の搬出等についても建設工事の施工管理の一環であること、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）においても1,000%以上の建設発生土を発生させる場合には、元請負人に再生資源利用促進計画書の作成を義務づけていること、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年建設省建経発第3号）においても、元請負人は建設発生土の工事間利用ができず受入地において埋め立てる場合は、受入地の関係者と打合せを行うこととされていること、土砂と処理形態が類似している廃棄物におけるマニフェストの交付は、元請負人に義務づけられていること等から、この条例でも元請負人に対して処理計画の作成を義務づけたものである。
- 3 県内21市町の条例のうち、13市町で500%以上の土砂搬入を行う場合を許可の対象としていること等を考慮して、500%以上の土砂を搬出する場合には処理計画の届出を要することとしたものである。
- 4 第2号で採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂の搬出を除いたのは、当該土砂については、コンクリート用骨材や道路用砕石等の製品に用いられるものであり、適正に処理することが見込まれるためである。
- 5 第3号で災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出を除いたのは、緊急に行われるものであり、届出を行う時間的余裕がないことを考慮したものである。
- 6 本県内で行われる建設工事を対象としているため、搬出先が県外であっても、処理計画の届出が必要である。

〔解釈及び運用〕

- 1 土砂の搬出を伴う建設工事は、通常、土地の区画形質の変更を伴うことから、市町村や県の開発担当部局でまず第一に把握されることが多いため、日ごろからこれらの担当部局と連絡を密にして、元請負人等に指導を行うようにするとともに、情報の把握をすることが必要である。
- 2 「建設工事の区域」は、原則として、工事契約の際、発注者と元請負人とで交わした設計図等に示されている施工区域とする。1つの建設工事が複数の元請負人に分割して発注された場合は、各々の工事契約ごとに建設工事の区域が異なることから、500%以上の土砂の搬出がある建設工事について、届出をしてもらうことになる。

しかし、一つの工事契約であっても、契約内容からみて、一つの建設工事の区域とみなすことができない場合もあり、一つの建設工事の区域に該当するか否かは、当該建設工事が一体の土地で行われているか否かで判断する。

例えば、一つの工事契約の内容が土砂の掘削とその掘削された土砂を使用して埋立工事を行うものである場合、掘削する土地と埋立を行う土地が隣接しており、そこに土砂を搬出する場合は、一つの建設工事の区域とみなせるが、掘削地と埋立地の距離が離れており、一体の土地と見なせない場合は、一つの建設工事の区域とみなすのではなく、二つの建設工事を一つの契約にしたものであるため、建設工事の区域ごとに処理計画の届出が必要か否かを判断する。

また、一定地域の道路補修工事を年間契約で請け負った場合は、施行箇所ごとに500%以上の土砂の搬出があるか否かを判断する。

- 3 1つの工事が分割発注され、同一の元請負人が接した工区を受注した場合、両方の工事を併せた搬出する土砂の数量が500%以上となった場合であっても、工事契約は異なることから各々の建設工事から搬出する土砂の搬出量が、それぞれ500%未満の場合は処理計画の届出は不要である。

また、工事区域が隣接しており、全体では一つの工事とみなせる工事を同一の元請負人が施工する場合であっても、発注者が異なり別の工事契約を行っている場合には、併せて500%以上となる場合であっても処理計画の届出は不要である。

しかし、同一の元請負人が請け負った一つの工事の工区を分けて施工する場合は、あくまでも施工計画上の問題であるので、設計段階で発生土の搬出予定量が工事全体で500%以上となる場合は、処理計画書の提出をしてもらうことになる。この場合において、最初の工期では工事全体の土砂の搬出先が未定である場合には、土砂の搬出を見込んでいる搬出先を記入してもらい、搬出先が決定した時点で、変更届を行うものとする。

- 4 処理計画の提出は、県内の全ての建設工事に適用されるので、県内の東京湾、相模湾、相模湖等の湖沼の区域における浚渫工事において500%以上の土砂を搬出する場合も、処理計画の届出を要する。

- 5 処理計画の届出は、処理計画書（第1号様式）で行う。具体的な記載事項については、条例第4条第3項関係に記載している。

- 6 届出の收受後は、速やかに当該搬出先が土砂を適正に処理するうえで適当でない認められる場所に該当するかどうかを確認する。

「土砂を適正に処理するうえで適当でない認められる場所」については、第6条で詳しく述べるが、その判断は、原則として処理計画書に記載された搬出先に係る法令の許可番号等の記載により行うことになる。

- 7 処理計画書に記載された搬出先が、土砂を適正に処理するうえで適当でない認められた場合には、その旨を相手方に指導すると共に、指導に応じない場合には勧告を行うこととする。なお、指導等に従い改めて搬出先を変更する場合には、条例第5条第1項に基づく変更届を提出させるものとする。

- 8 本項の「規則で定める図書」とは、規則第3条各号に定めている。このうち、「建設工事（土砂埋立区域）の位置及び区域」、「搬出先の位置及び区域」を示す図面については、それぞれの場所を確認するために添付するものであるため、縮尺については、適宜でよい。なお、標準的なものについては、申請の手引きで示している。また、第3号に掲げる「その他知事が必要と認める図書」とは、土砂を適正に処理するうえで適当と認められる場所に該当するか否かを判断できない場合、例えば、処理計画書に法令の許可番号等の記載がない等の場合に搬出先に係る契約書の写し等の提出を求めることが考えられる。

- 9 第2号の採石法又は砂利採取法の認可区域から採取された土砂は、通常、廃土、廃石を含んでいることから、この廃土、廃石を分離しない状態で搬出する場合には、「採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂」として当該処理計画の作成は不要であるが、廃土、廃石を分離して搬出する場合には、当該廃土、廃石については処理計画の作成が必要である。同様に、表土のみを搬出する場合は、処理計画の作成を要するもの

である。

処理計画は、岩石採取又は砂利採取の認可期間に合わせて作成することとする。

10 第3号の届出を要しないものは、自然災害等により流出した土砂を除却する必要がある場合など、災害の復旧のために必要な応急的に行われる工事により発生した土砂の搬出を対象としており、通常の防災工事を行う場合や許可基準に違反して土砂が埋め立てられることにより土砂を除却する等の措置を行う場合は、対象とはならず届出を要するものである。

11 第4号の「その他規則で定める土砂の搬出」は、規則第4条第1項で定められている。

規則第4条第1号の土砂について届出を不要としたのは、同一の事業区域、同一の事業所内で土砂を処理するものであり、当該区域外で土砂が処理されることがないためである。

このうち、「土地の造成その他事業の区域」とは、原則として事業を行うため法令により許可又は認可を受けた一つの区域をいう。また、各々別の法令の許可等を受けた事業区域や許可等を受けていない土地で行われる事業であっても、事業者の同一性、物理的近接性、時期的近接性、機能的一体性があり、同一の事業とみなすことができる場合には、本号に該当する。

例えば、事業者Aが、土地甲の埋め立て工事を行うために甲に隣接する土地乙の土砂を掘削して甲の埋立てに使用する計画で、その工事が同一の時期に行われる場合は、土地甲、乙の事業を一つの事業区域とみなし、乙の土砂の搬出については、届出を不要とすることができるものである。また、「工場その他事業場の区域」とは、工場の敷地等当該事業のため一体として利用されている土地の区域をいう。

12 規則第4条第1項第2号の「土砂の処理が適正に行われるもの」としてあらかじめ知事が認めるのは、次の条件を全て満たす場合である。

(1) 発注者が土砂の搬出先を指定する建設工事であって、適正な搬出先であることが確認されたもの

(2) 残土券による搬出、搬入管理等、土砂を適正に処理するための体系が確立されているもの

同号の適用を受けようとする者は、申請に係る土砂を搬出しようとする日から起算して30日前までに、当該建設工事の建設工事の区域を管轄する土木事務所長又は治水事務所長に対して建設工事ごとにあるいは一括して申請し、土木事務所長又は治水事務所長の承認を受けなければならない。当該申請が行われない場合や承認されない場合は、本号に該当せず、原則に戻って処理計画を届出することになる。なお、この申請の取り扱いについては、平成11年9月30日付け建業第125号建設業課長通知で定めている。

13 建設工事の区域が2以上の土木事務所長又は治水事務所長の所管区域にまたがる場合は、当該建設工事の区域を最も広く所管する土木事務所長又は治水事務所長に対して行うことになる。（規則第1条参照）

14 処理提出期限までに500%以上の土砂搬出計画がなく、期限後に500%以上の搬出が必要であることが判明した場合には、条例第5条第3項の規定により処理計画補完書を提出することになる。

15 700%の土砂搬出を見込んで処理計画の届出を行ったが、土砂を建設工事の区域内の盛土に使用したため、搬出量が490%となった場合など、届出時には500%以上の土砂の搬出を予定していたが、届出後、500%未満となった場合、条例第7条により処理結果（廃止）報

告書（第5号様式）の届出を行うものである。この場合、処理結果（廃止）報告書の「その他参考となる事項」の欄にその旨を記載するものとする。

16 提出部数は、規則第26条で正副合わせて2部と規定している。（この条例及び規則に係る届出部数は、全て2部となっている。）届出があった場合には、正副両方に収受印を押した後収受番号を記載して、副本を届け出をした者に返却する。以後、変更届や処理結果報告について、この収受番号により管理することになる。

17 処理計画書は、土砂の搬出をする日の20日前までに届け出なければならない。なお、この日数は、搬出日当日を含むものである。例えば、30日が土砂の搬出日であった場合、処理計画書は、当月の10日までに届け出る必要がある。

条例第4条第2項関係

2 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立区域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に搬出（前項の建設工事の区域からの搬出を除く。）するときは、当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日までの間に係る処理計画を定め、規則で定める図書を添えて、当該処理計画に係る月の前月の20日までに、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる土砂の搬出については、この限りでない。

(1) 月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量の合計が500立方メートル未満の土砂の搬出

(2) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体（以下「国等」という。）が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出

(3) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出

(4) その他規則で定める土砂の搬出

規則第4条第2項

2 条例第4条第2項第4号に規定する規則で定める土砂の搬出は、次に掲げるものとする。

(1) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出

(2) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出

(3) 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

規則第5条

（公共的団体）

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 日本下水道事業団
 - (2) 独立行政法人緑資源機構
 - (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
 - (5) 独立行政法人労働者健康福祉機構
 - (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (7) 独立行政法人水資源機構
 - (8) 独立行政法人空港周辺整備機構
 - (9) 独立行政法人環境再生保全機構
 - (10) 独立行政法人都市再生機構
 - (11)
 - (11) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給社
 - (12) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき設立された土地開発公社
 - (14) 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体がその基本財産に出えんしている財団法人又はその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土砂を適正に処理することに関し、国又は地方公共団体と同等以上の能力があると知事が認めたる者
- 2 前項第17号の規定による知事の認定を受けようとする者は、公共的団体承認申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。
- 一部改正〔平成12年規則98号・15年125号・16年13号・48号・64号〕

【趣旨】

- 1 建設工事の区域から土砂を搬出する場合、土砂の有効利用等のために一時的に当該建設工事の区域外にストックし、搬入工事が決定してから搬出する場合がある。このような場合は、元請負人は最終的な搬出先を知り得ないことから、搬出先としてストックヤードの位置を記載することになるが、ストックヤードへ搬入された土砂については、さらに他の場所へ土砂が搬出されることが明らかである。
そこで、土砂の適正処理を促進するため、ストックヤードへ搬入された土砂の搬出についても、当該土砂埋立行為を行っている者に対し、処理計画の作成及び知事への届出を義務付けたものである。
- 2 処理計画の届出の対象期間を月間としたのは、ストックヤードにおいては、土砂の搬出入が繰り返し行われているため、期間を限定する必要があること、また土砂の搬出量は、搬出元の工事の進捗状況等により変動するため、長期にわたる処理計画は事業者としても捉えきれないことを考え、月間としたものである。

【解釈及び運用】

- 1 スtockヤードは、建設工事により発生する土砂を仮置するために設置されることが多

いことから、建設工事の申請窓口である市町村や県の開発担当部局などと連絡を密にして、元請負人等に指導を行うようにするとともに、情報の把握をすることが必要である。

- 2 本項の対象は、ストックヤードから土砂を搬出する場合であって、ストックヤード内の土砂の移動は除かれる。
- 3 「前項の建設工事の区域からの搬出を除く」とは、建設工事の区域内で一時的に土砂を仮置きした後、当該仮置場から搬出する場合は、既に第1項で処理計画の届出を行っているため、第2項の届出を不要とするものである。

また、建設工事の区域から搬出する土砂を建設工事の区域外で一旦ストックし、そこからさらに搬出する場合は、第1項に基づく処理計画と第2項に基づく処理計画の2種類の届出が必要となるが、元請負人自らが一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該建設工事の処理計画書に仮置場の位置、設置期間、許可番号等が記載されている場合には、第2項の届出を不要とするものである。

- 4 スtockヤードの面積にかかわらず、届出が必要となるのは、月間の土砂の搬出量が500%以上の場合である。届出は、「前月の20日まで」であり、第1項の「当該土砂の搬出を開始する日から起算して20日前までに」とは異なる点に注意を要する。例えば、5月1日から5月31日までの間に係る処理計画については、4月20日までに届出を行うことになる。
- 5 第2号の「規則で定める公共的団体」とは、規則第5条に列挙している団体である。

これらの団体が自ら設置するストックヤードからの土砂の搬出については、工事間の利用等に用いられることが多く、各団体が責任をもって行えることが期待できることから適用除外としたものである。なお、規則第5条第1項第1号から第16号までの各公団等が行う開発行為については、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）の許可は不要となっている。また、一部事務組合は地方自治法（昭和22年法律第67号）の地方公共団体に包括されている。

都市計画法では、次の公団、本州四国連絡橋公団、阪神高速道路公団の行う開発行為については、許可不要としているが、これらの公団は、本県内で事業を行う可能性はないことから、あえて規則でも記載していない。

- 6 第3号の「災害復旧のために必要な応急的措置として行う土砂の搬出」とは、前項第3号で定める土砂の搬出と同じである。
- 7 第4号の「規則で定める土砂」とは、規則第4条第2項各号に定めている。

規則第4条第2項第1号の製品とは、例えば、ガラスの原材料である珪砂やセラミックや陶器等の原材料の粘土等である。また、第2号で適用除外する土砂は、土砂改良プラントから搬出された土砂であり、商品として販売されていても何ら加工が行われずそのまま販売される黒土や鹿沼土等や土砂改良プラントへ搬入する前の土砂等は、適用除外とはならない。

なお、再生砕石プラントで処理された再生砕石については、原材料のコンクリート塊等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規制を受けることから土砂とは考えにくいため、プラント等から搬出する時点やそのままたい積している時点では、この条例の対象外である。

規則第4条第2項第3号については、規則第4条第1項第1号と同様の理由から適用除外とした。

- 8 土砂をたい積する場所の面積が1,000㎡以上の場合には、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規定により届出が必要な場合があるので、市町村や地域県政総合センター等の担当部局へ相談するよう指導を行うことが必要である。

条例第4条第3項関係

- 3 処理計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 建設工事の名称及び内容（第1項に係るものに限る。）
 - (3) 建設工事（前項に係るものにあつては、土砂埋立区域）の位置及び区域
 - (4) 搬出する土砂の数量
 - (5) 土砂を搬出する期間
 - (6) 搬出先に係る事項その他の規則で定める事項

規則第6条

（処理計画書の記載事項）

第6条 条例第4条第3項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂の搬出先の位置及び区域
- (2) 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- (3) 土砂の搬出先の区域が土砂埋立行為について、法令等の許可等を要する場合には、当該法令等の名称、許可等の年月日及び許可等の番号
- (4) その他知事が必要と認める事項

【趣旨】

- 1 本項及び規則第6条は、処理計画に記載しなければならない事項を定めたものである。
- 2 処理計画を届出させる目的は、発生段階から土砂の搬出先を確認し、搬出先が土砂を適正に処理するうえで適当でないとする場合には、適正な搬出先へ変更するよう指導するためのものであることから、土砂の発生場所である建設工事やストックヤードに係る事項のほか、土砂を搬出する場所が適正であるかどうかを判断するための事項について記載を求めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 第1号の「氏名」とは、第1項の場合は元請負人の、第2項の場合はストックヤードの土砂埋立行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載させるものとする。

建設工事の場合の届出者は、現場代理人等ではなく、工事契約の当事者として記載した者等土砂の搬出を含む工事全体について最終的な責任を負える者を記載させるものとする。

同様にストックヤードの場合の届出者についても、各法令の許可を受けている場合には、許可を受けている者の氏名を記載させるものとする。

- 2 第2号の「建設工事の名称」とは、当該工事の工事名、事業名等である。例えば、「マンション建設工事」など、当該建設工事の概要がわかる名称を記載させるものとする。なお、第2項の土砂の搬出の場合に記載不要としたのは、第2項がストックヤードからの土砂の搬出であることから、建設工事の名称等を記載することができないためである。

なお、処理計画書の建設工事の内容の項目のうち、「概要」を記載する欄については、「RC5階建て 1棟 建築面積 $x \times x \text{ m}^2$ 」などと記載させるものとする。

- 3 第3号の「建設工事の位置及び区域」とは、原則として地番を記載させることになるが、地番が分からない場合には住居表示の番号でもよい。地番が複数の筆に分かれる場合には、代表的な地番を記載させるものとし、残りは「ほか」と記載させるものとする。なお、第2項にあっては、ストックヤードの位置及び区域を記載させるものとする。

- 4 第4号の「搬出する土砂の数量」とは、建設工事の場合は、建設工事の土砂を当該建設工事の区域外に搬出する土砂の数量を記載させ、ストックヤードの場合は、届出に係る月の初日から末日までの間に搬出する土砂の数量を記載させるものとする。

なお、この条例の「土量」は、すべて平均断面法等により積算した土量である。

- 5 第5号の「土砂を搬出する期間」とは、当該建設工事の土砂を当該建設工事の区域から処理計画書に記載した場所に全て運び入れるのに必要な期間であり、当該建設工事の請負期間ではない。ただし、ストックヤードからの搬出の場合にあっては、月単位である。

- 6 第6号の「規則で定める事項」は、規則第6条各号で定められている。

規則第6条第1号については、土砂の搬出先の相手方に確認するなどして当該地の地番を記載させる。地番が分からない場合には、住居表示の番号でもよい。地番が複数の筆に分かれる場合は、代表的な地番を記載させるものとする。

- 7 規則第6条第1項第2号については、土砂埋立行為を行う者の氏名（法人の場合は名称及び代表者の氏名）を記載する。ただし、当該地が法令等の許可等を受けて土砂埋立行為を行っている場所の場合には、当該許可等を受けた者の氏名（法人の場合は名称）を記載するものとする。

- 8 規則第6条第3号で記載する法令等の許可等の状況の法令については、条例第9条の許可や規則別表第1に列挙している法令等、土地の区画形質の変更に伴い必要とされる許可等であり、各種届出や農地法の許可、国有財産法に基づく自費工事承認等は含まないものとする。ただし、条例第9条や規則別表1に列挙している法令等の許可等以外の許可等しか受けていない場合には、当該法令の許可等の状況を処理計画書（第1号様式）の「その他参考となる事項」に記載するものとする。記載に当たっては、届出者が搬出先等に確認するなどして記載することになる。また、搬出先が複数の法令の許可等を受けている場合には、処理計画書の「その他参考となる事項」又は別紙にその許可状況を記載する。

- 9 規則第6条第4号で規定する「その他知事が必要と認める事項」とは、8で述べた場合のほかに、条例第4条第2項の[解釈及び運用]3で述べたように、建設工事の区域から搬出先までの間に専用の土砂の仮置場を設置する場合に、仮置場の位置、仮置期間、法令の許可番号等を記載させることなどを想定している。

条例第5条（処理計画の変更等）第1項、第2項関係

（処理計画の変更等）

第5条 前条第1項又は第2項の届出をした者は、同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条第1項又は第2項の届出をした者は、同条第3項第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

規則第7条第1項、第2項、第3項

（処理計画の変更等）

第7条 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第5条第1項の規定による届出は、届出に係る土砂の搬出をしようとする日の前日までに行わなければならない。

3 条例第5条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

(1) 搬出する土砂の数量の20パーセント以内の増加又は減少

(2) 土砂を搬出する期間の3月以内の延長（条例第4条第1項に係る土砂の搬出に限る。）

(3) 前条第2号に掲げる事項の変更

【趣旨】

- 1 提出した処理計画書の内容を変更しようとする場合には、行政としてもその変更の事実を把握しておく必要がある。特に搬出先に係る事項の変更については、土砂を適正に処理する上で不相当と認めるときには勧告を行うこととしているため、変更届を提出させることとしたものである。
- 2 この届出の提出については、工事間利用等の土砂の適正処理に当たる場合で、急に土砂が必要となった場合等や行政側の指導又は条例第6条の勧告に従って変更した場合に、一定期間土砂の搬出ができないとすることは、元請負人等に経済的な不利益をもたらすとともに、過重な負担を課すおそれがあるため、変更しようとする日の前日までに行えばよいこととした。
- 3 変更届は、原則として変更しようとする前に提出するものであるが、氏名等の変更については変更後でなければ出せないこと、また軽微な変更については、行政としてその事実を把握しておく必要性が薄いため届出を不要とした。

【解釈及び運用】

- 1 第1項は、処理計画の届出をした者が、条例第4条第3項第3号から第6号までに掲げる事項を変更しようとする場合は、本項のただし書に該当する場合を除き変更の届出をしなければならないことを規定している。届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行う。

該当する項目は、

- (1) 建設工事（土砂埋立区域）の位置及び区域（第3号）
- (2) 搬出する土砂の数量の20パーセントを超える増減（第4号）
- (3) 3月を超える土砂を搬出する期間の延長（第5号）
- (4) 搬出先に係る事項その他の規則で定める事項（第6号）

である。

- 2 第1項のただし書に定める「変更」とは、規則第7条第3項に規定している事項である。

第1号の変更は、設計図面による掘削量と実際に掘削した場合の量の違いを勘案したものであり、また第2号の変更は、天候等による工期の延伸や搬出先の氏名等の変更等については処理計画が事前に届け出るものであることから、正確に把握することが困難であったり、軽微なものであることから、変更する事項がこれらに該当する場合は、変更の届出を不要とし、事業者の負担の軽減を図った。

なお、第2号に掲げる3月以内の期間の延長については、条例第4条第1項の建設工事の区域から搬出する場合のみが対象となり、ストックヤードからの土砂の搬出に係る処理計画の場合には適用されない。

また、第3号の「前条第2号に掲げる事項」とは、土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地のことであるが、これは、搬出先の会社の名称や住所等の変更であって、搬出先自体を変更する場合は、規則第6条第1号の変更に該当することになり、変更届を要する。

- 3 第2項は、処理計画書を提出した者が会社名を変更したり、代表者が変わった場合や建設工事の名称を変更したり、建築面積等の内容を変更した場合等を想定している。

条例第5条第3項、第4項関係

3 元請負人又は土砂埋立行為を行う者は、前条第1項又は第2項の届出をなすべき日において搬出する土砂の数量が同条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量に満たない場合であって、同日後においてこれらの数量を超えて土砂を搬出するときは、規則で定めるところにより、氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名並びに建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の届出をした者について準用する。この場合において、第1項中「同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項」とあるのは「届出に係る規則で定める事項」と、第2項中「同条第3項第1号又は第2号に掲げる事項」とあるのは「氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名又は建設工事の名称及び内容（元請負人に限る。）」と読み替えるものとする。

規則第7条第4項、第5項

4 条例第5条第3項の規定による届出は、処理計画補完書（第4号様式）により、条例第4条第1項第1号又は第2項第1号に規定する数量を超えて土砂を搬出する日の前日までに行わなければならない。

5 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域
- (2) 搬出する土砂の数量
- (3) 土砂を搬出する期間
- (4) 前条各号に掲げる事項

【趣旨】

- 1 第3項は、当初の段階では500%以上の土砂搬出計画がなく、提出期限後計画を変更して500%以上の搬出することが判明した場合に届出をさせることとしたものである。
- 2 建設工事の区域からの土砂の搬出については、計画と実績との間の差異はさほど生じないと思われるが、ストックヤードについては、前月の20日までに届け出をさせることとしているため、届出日以降に建設工事等から土砂を受け入れることになり、敷地等の関係から土砂を搬出せざるを得ない状況になったり、土砂の搬出先を探していたところ搬出先が決まった場合に、前月の20日までには計画がなかったとして届出を免除することは無計画な土砂の処理を認める結果になりかねないことから、土砂を適正に処理させるという条例の趣旨に鑑み、本項の規定を設けたものである。
- 3 第4項は、第1項、第2項と同様に第3項の届出をしたものが、その内容に変更が生じた場合には、変更届を提出させることとしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 実際に現地を掘削したところ、届出前に想定した条件と異なり掘削範囲を拡大せざる得ない場合、例えば、設計時にはなかった軟弱地盤があることが判明し、当該箇所を掘削する必要が生じたため、搬出土量が500%以上となることが判明した場合や搬出先の工事の進捗により、当月のストックヤードからの土砂の搬出量が500%以上となることが、月の半ばに判明した場合など、届出すべき時点で予想し得なかった後発的な事情により500%以上の土砂を搬出する場合には、それが判明した時点で届出をさせるものである。
- 2 第3項に基づく届出は、処理計画補完書（第4号様式）により行う。
この届出は、当初、500%未満の土砂の搬出であったものが、その後の事情で搬出量に変更となり、500%以上となることが判明した時点で行うことになるため、土砂の搬出前のみならず、土砂の搬出を開始後に判明する場合も考えられる。
従って、届出書においては、既に土砂を搬出している場合、「搬出する土砂の数量」については、既に搬出した土砂を含めた全体数量を記載し、括弧内に搬出済の土砂の数量を記載することとし、「搬出先に係る事項」については、届出前の搬出済の分と届出後の搬出予定分とを分けて記載させるものである。
- 3 第3項による届出の場合は、搬出済みの分も含め、土砂の搬出先が土砂を適正に処理する上で不相当と認めるときは、第6条に基づき当該土砂について適正な処理を行うよう、勸

告を行うことができるものである。

4 第4項の届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行うことになる。

5 「届出に係る規則で定める事項」は、規則第7条第1項で条例第5条第1項、第2項の規定を準用している。これらの取り扱いについては、条例第5条第1項、第2項関係の[解釈及び運用]を参照のこと。

条例第6条（処理計画に係る勧告）関係

（処理計画に係る勧告）

第6条 知事は、第4条第1項若しくは第2項又は前条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）若しくは第3項の届出があった場合において、当該届出の内容が土砂を適正に処理するうえで適当でないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

〔趣旨〕

1 処理計画書の提出は、土砂の発生段階で土砂を適正に処理させようとするものであるが、届出された処理計画では土砂を適正に処理できないことが判明した場合にもなお、何らの措置も行わない場合には、この制度を設けた趣旨に反するだけでなく、制度の存在意義が無くなるおそれがある。

そこで、この条例では、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）等と同様に、処理計画の内容が土砂を適正に処理するうえで適当でないと認めるときは、届出者に対して勧告できることとした。

2 本条の勧告制度の実効性を担保するため、勧告に従わなかった者に対しては条例第27条に基づき氏名等を公表することとした。

〔解釈及び運用〕

1 処理計画書（第1号様式）、処理計画変更届（第3号様式）、処理計画補完書（第5号様式）を収受した後、その内容が、土砂を適正に処理するうえで適当でないと認めた場合は、先ず、処理計画の変更について指導を行うものとし、その指導に従わない場合に、土木事務所長又は治水事務所長が本条に基づく勧告を行うものである。なお、勧告に従わなかった場合には、条例第27条により氏名やその事実の公表を行うことができる旨相手方に伝えるものとする。

2 勧告の対象となる者は、処理計画書等の提出をした元請負人又はストックヤードの埋立行為者であり、建設工事の発注者は対象とならない。なお、元請負人の意味は、条例第2条第2号に規定されている。

3 「適正に処理するうえで適当でないと認める」とは、処理計画書等に記載された搬出先が土砂を適正に処理するうえで適当でない場所ということであり、これらの場所を例示すると次のような場所などである。

(1) 処理計画書に記載された搬出先が、この条例を含む法令の許可又は認可等を受ける必要があるにもかかわらず、当該許可等を受けていない場所

(2) 法令の許可や認可等を受けている場所であっても、許可条件に違反する等の理由により所管部局が指導等を行っている場所

(3) 各法令の許可が不要の場所であっても、県や市町村などが埋立てについて指導等を行っている場所

(4) 土砂搬入禁止区域に指定されている場所

4 「必要な措置を講ずる」とは、搬出先の変更や元請負人が搬出先を設置している場合で

あって、当該搬出先が法令に抵触する様な場合には、必要な許可を取得した後に搬出するなどを求めることである。

処理計画書や変更届は土砂の搬出前に出されるものであるが、処理計画補完書については、既に搬出した土砂も含まれるため、今後行う土砂の搬出先のみならず、既に搬出された土砂についても、その搬出先が土砂を処理するうえで適正でないと認められる場合には、適正な処理ができる場所へ再搬出するよう求める等指導・勧告を行うこととする。

- 5 勧告に従い処理計画を変更する場合には、処理計画変更届（第3号様式）、また、土砂の搬出を中止した場合には、処理計画廃止報告書（第5号様式）を提出させるものとする。

条例第7条（処理結果の報告）関係

（処理結果の報告）

第7条 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第3項の届出をした者は、当該届出に係る土砂の搬出を完了したときは、完了した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。当該土砂の搬出を廃止したときも、同様とする。

規則第8条

（処理結果等報告書）

第8条 条例第7条の規定による届出は、処理結果（廃止）報告書（第5号様式）により行うものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、処理計画を提出した者が当該届出の土砂の搬出を完了あるいは廃止したときは、行政としてもその事実を把握しておく必要があるため、その旨を届け出てもらうこととしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「搬出の完了」とは、建設工事の区域や土砂埋立区域の土砂を処理計画書に記載した搬出先に全て搬出した場合をいう。
- 2 土砂の搬出を取りやめたとき又は処理計画の内容を途中で変更し、この条例の届出を要しなくなった場合、例えば、搬出する土量が500%未満になった場合などは、第5条の処理計画の「変更」ではなく、本条の「廃止」に該当する。この場合は、その旨を処理結果（廃止）報告書（第5号様式）の「その他参考となる事項」の欄に記載させるものとする。
- 3 「処理結果の報告」は、提出された処理計画ごとに行う。条例第4条第2項による届出は、翌月の処理計画の提出の日が前月の20日までとなっているので、結果的に前月の結果報告と翌月の処理計画を同時に行うことになる。
- 4 土砂の搬出を廃止又は完了した日を1日目として、20日以内に処理結果（廃止）報告書（第5号様式）を当該届出に係る処理計画を提出した土木事務所長又は治水事務所長に届け出なければならない。

第3章 土砂埋立行為の許可等

条例第8条（土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊の防止等）関係

（土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊の防止等）

第8条 土砂埋立行為を行う者は、当該土砂埋立行為に用いた土砂の崩壊、流出その他の災害発生の防止のため必要な措置を講じなければならない。

2 土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為及び土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊又は流出を防止するため必要な措置（以下「土砂埋立行為等」という。）を行う土地の所有者に対し、当該土砂埋立行為等の内容について説明し、当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得なければならない。

3 土砂埋立行為を行う者は、土砂埋立行為に適した土砂を用いるよう努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例30号〕

〔趣旨〕

- 1 この条例では、「県民の生活の安全の確保」を目的としていることから、土砂埋立行為に伴う土砂の流出や崩壊等の災害発生を防止するため、一定規模以上の土砂埋立行為について許可制を採用しているが、このような災害発生の防止については、土砂埋立行為の規模にかかわらず実施する必要がある。そこで、このような小規模の土砂埋立行為に対しても、土砂埋立行為に用いられた土砂の崩壊や流出等の災害を防止するため、土砂埋立行為を行う者（以下「埋立行為者」という。）に必要な措置を講じさせることとしたものである。
- 2 この条例では土地の所有者は土砂埋立行為に伴い、土砂の崩壊・流出が起こらないよう適正な管理に努める立場にあることから、土砂埋立行為等を行う者が土地の所有者に土地の形状変更や設置する施設の内容を説明し、同意を得ることを義務づけたものである。
- 3 他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為に含水比が高い土砂を使用したり、明らかに有害物質に汚染された土砂を使用して土砂埋立行為を行うことは、土砂の流出や崩壊等による災害の発生を招くおそれが生じることなどから、この条例の目的である「県民の生活の安全」を確保するため、第3項で埋立行為者に土砂埋立行為に適した土砂を使用することを義務づけたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 「土砂埋立行為を行う者」とは、土地の造成等を自ら計画して土砂埋立行為等を行う者だけでなく、土砂埋立行為等の施工や管理を他人に任せていても、土砂埋立行為等を主体的に推進する場合には、その者が「土砂埋立行為を行う者」になる。

例えば、農地造成を行う場合、農家自らが発注する場合は、当該農家が「土砂埋立行為を行う者」に該当し、賃貸借契約等により業者が土砂埋立行為等を行う場合には、業者がこれに該当する。また、地権者が異なる土地において地権者間に共同施工の意思がないにもかかわらず一体として造成する場合には、農家が発注する形態であっても、業者が造成を計画していると考えられる場合もあるので、そのような場合には業者と農家のいずれかを「土砂

埋立行為を行う者」とする。

なお、土砂を搬入するトラックの運転手や土砂埋立行為等に係る工事を請け負って搬入された土砂を敷きならしている者は、「土砂埋立行為を行う者」には該当しない。

- 2 「災害発生の防止のため必要な措置」には、土砂の崩壊・流出を防止するための擁壁・排水施設の設置のほか、土砂埋立行為等に係る工事を進めるに当たって必要となる次の措置も含まれる。

- (1) 門扉や柵の設置等の立入禁止措置
- (2) 搬出元への指示を含む適切な土砂搬入管理措置
- (3) 警告看板や誘導員の設置等、工事現場の安全管理措置

- 3 小規模な面積であっても、埋め立てられた土砂の崩壊、流出等のおそれがある場合には、埋立行為者に対して第1項を根拠として災害発生の防止措置等を指導できる。

- 4 登記簿に記載された者と異なる者が当該土地を実質的に所有していることが書類により確認できる場合は、実質的に所有している者が「土地の所有者」である。

- 5 埋立行為者は、土地の占有者、管理者等が土砂埋立行為等に同意していても、土地の所有者に対して説明し、同意を得なければならない。

- 6 建設発生土の土質区分については、「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(平成3年建設省令第19号)に基づく「発生土利用基準について(平成16年3月31日国官技第341号 国官総第669号)の表-1(別掲)において定められている。

- 7 「土砂埋立行為に適した土砂」とは、例えば、他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為に通常の施工性が確保される第1種から第3種建設発生土を使用するなど、土砂埋立行為の目的にあった土砂や有害物質に汚染されていない土砂等を想定している。

- 8 土砂埋立行為に用いた土砂が明らかに有害物質に汚染されている可能性がある場合には、「土壌汚染対策法」及び「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の所管部局に連絡するとともに、所管部局から同法令に基づく指導等がある旨を相手方に伝えるものとする。

(参考) 「発生土利用規準について」表 - 1 土質区分基準 (抜粋)

区分 (国土交通省令) ^{*1)}	細区分 ^{*2), *3), *4)}	コーン 指数 q _c ^{*5)} kN/m ²	備考 ^{*6)}
			掘削 方法
第1種建設発生土 砂、礫及びこれ らに準ずるもの	第1種	-	*排水に考慮する が、降水、浸出地 下水等により含水 比が増加すると予 想される場合は、 1ランク下の区分 とする。 *水中掘削等によ る場合は、2ラン ク下の区分とする。
	第1種改良土 ^{*8)}		
第2種建設発生土 砂質土、礫質土 及びこれらに準 ずるもの	第2a種	800 以上	
	第2b種		
	第2種改良土		
第3種建設発生土 通常の施工性が 確保される粘性 土及びこれに準 ずるもの	第3a種	400 以上	
	第3b種		
	第3種改良土		
第4種建設発生土 粘性土及びこれ に準ずるもの (第3種発生土 を除く)	第4a種	200 以上	
	第4b種		
	第4種改良土		
泥土 ^{*1), *9)}	泥土 a	200 未満	
	泥土 b		
	泥土 c		

*1) 国土交通省令 (建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60) においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを決めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(泥土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコー

ン指数（表 - 2 参照）。

*6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 環境庁通知）

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となる。

条例第9条（土砂埋立行為の許可）第1項関係

（土砂埋立行為の許可）

第9条 土砂埋立行為を行おうとする者は、土砂埋立区域ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂埋立行為については、この限りでない。

- (1) 土砂埋立行為を行う土地の区域（土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）の面積が2,000平方メートル未満の土砂埋立行為
- (2) 土地の造成その他事業の区域において行う土砂埋立行為で当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行うもの
- (3) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区若しくは同法第37条第1項に規定する港湾隣接地域、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第2条に規定する漁港の区域（水域を除く。）又は港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）第2条に規定する港湾の区域において行う土砂埋立行為
- (4) 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項の規定による許可を受けて行う土砂埋立行為
- (6) 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂埋立行為
- (7) 国等が行う土砂埋立行為
- (8) 法令等の許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるものを受けて行う土砂埋立行為であって、あらかじめ知事に届け出た土砂埋立行為
- (9) その他規則で定める土砂埋立行為

一部改正〔平成13年条例60号〕

規則第9条

（法令等の許可等）

第9条 条例第9条第1項第8号に規定する規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

2 条例第9条第1項第8号の規定による届出は、土砂埋立行為届（第6号様式）により行うものとする。

別表第1（第9条関係）

- 1 土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項、第48条第1項又は第95条第1項の認可
- 2 港湾法（昭和25年法律第218号）第56条第1項の規定に基づく許可
- 3 採石法（昭和25年法律第291号）第33条に基づく認可
- 4 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認に係る道路に関する工事又は同法第91条第1項の規定に基づく許可
- 5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項、第14条第1項若しくは第

3 項の認可又は同法第76条第 1 項の許可

6 都市公園法（昭和31年法律第79号）第 5 条第 1 項（同法第33条第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 6 条第 1 項（同法第33条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可

7 海岸法（昭和31年法律第101号）第 8 条第 1 項若しくは第37条の 5 の規定に基づく許可又は同法第13条第 1 項の規定に基づく承認

8 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第 1 項の規定に基づく許可

9 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第 9 条第 1 項の規定に基づく許可

10 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第 8 条第 1 項の規定に基づく許可

11 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第46条の規定に基づく認可

12 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の規定に基づく承認又は同法第24条、第26条第 1 項、第27条第 1 項若しくは第55条第 1 項の規定に基づく許可

13 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく認可

14 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく許可

15 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第 7 条の 9 第 1 項、第11条第 1 項若しくは第 3 項の認可又は同法第66条第 1 項の許可

16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定に基づく許可

17 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の15第 1 項の規定に基づく許可

18 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 8 条第 1 項の規定に基づく一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第 1 項の規定に基づく産業廃棄物の最終処分場の設置の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第95号）附則第 4 条第 1 項又は同法附則第 5 条第 1 項の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項、第15条第 1 項又は第15条の 2 の 4 第 1 項の許可を受けたものとみなされるものを含む。）

19 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第 8 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の認可

20 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）第33条第 1 項若しくは第37条第 1 項の認可又は同法第 7 条第 1 項、第26条第 1 項若しくは第67条第 1 項の規定に基づく許可

21 土採取規制条例（昭和47年神奈川県条例第10号）第 3 条第 1 項の規定に基づく届出

22 神奈川県砂防指定地の管理に関する条例（平成15年神奈川県条例第 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく許可

一部改正〔平成12年規則98号・13年90号・15年118号・16年94号〕

規則第10条

(許可を要しない土砂埋立行為)

第10条 条例第9条第1項第9号に規定する規則で定める土砂埋立行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が1メートル未満の土砂埋立行為
- (2) 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料(土砂の性質を改良するための原材料を除く。)としての土砂のみを用いて行う土砂埋立行為
- (3) 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂埋立行為

規則第11条

(土砂埋立行為許可申請書)

第11条 条例第9条第1項の規定による許可の申請は、土砂埋立行為許可申請書(第7号様式)により行うものとする。

[趣旨]

- 1 この条例で土砂の埋立行為を許可制にしたのは、土砂埋立行為を条例で定める基準等に適合させ、土砂の崩壊、流出等の災害の発生を防止することにより、この条例の目的である、県土の秩序ある利用、県民の生活の安全の確保を図るためである。
- 2 「土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域」と注記したのは、実質的に見て一団性を有する土砂埋立行為を分離することによって別の土砂埋立区域として捉え、条例の適用除外となることを防止し、土砂埋立行為に伴う災害の発生等を防止するためである。
- 3 この条例の目的の1つである県民の生活の安全を確保するため、2,000㎡以上の災害発生のおそれが高いものについて規制することとした。
- 4 本項第2号から第9号については、土砂の適正な処理ができることや法令が防災の目的から規制しており土砂埋立行為の安全性が確保されることから本条の適用除外としたものである。
- 5 この条例は、土砂の搬入、搬出及びそれに伴う埋立て等について、土砂を適正に処理させる観点から制定したものであるため、土砂埋立行為を行う場合であっても、土砂の搬入、搬出を伴わず事業区域内で処理される土砂については、適正な処理であるとの考え方からこのような土砂埋立行為については、第2号で適用除外としたものである。
- 6 第3号及び第5号の土砂埋立行為については、これらの場所を管理する者が、その権原に基づいて適正な土砂埋立行為を行わせることを管理することが期待できること、また、第3号については、これらの区域で行われる土砂のたい積の多くが、船舶への積み卸しに伴う行為であること、第5号については、工事終了後に道路として使用できるよう復旧するため

に行う工事であること等から、条例の適用を除外したものである。

- 7 第4号の採石法等の区域から採取された土砂を用いて行う土砂埋立行為については、条例第4条第1項関係の[趣旨]4でも述べたように、当該土砂については砕石等の製品に用いられるものであり、適正に処理することが見込まれるため適用除外としたものである。

なお、第4条第1項第2号と同様に、廃土、廃石についてはこの条例の適用除外とはならないが、当該区域内の廃土・廃石のたい積は第1項第2号の規定により適用除外となる。

- 8 第8号の法令等については、規則第9条第1項に基づき規則別表第1で定めているが、これらの法令は、災害発生の防止そのものを目的としていたり、まちづくりや都市基盤の整備を推進することに伴う災害発生の防止の観点から構造基準が定められているなど、この条例の目的が確保されるため、これらの法令の許可、認可その他これらに相当する行為等を受けて行う土砂埋立行為については、この条例の適用除外としたものである。なお、これらの許可等を受けて行う土砂埋立行為については、土砂の適正処理が行われている場所であることを確認しておく必要があること等から、届出を提出させて適用除外とすることとした。
- 9 災害発生のおそれが少ない土砂埋立行為については、この条例で規制する必要がないことから、このような土砂埋立行為について規則で定め、適用除外とすることとした。

[解釈及び運用]

- 1 市街化調整区域、未線引白地、都市計画区域外で、土砂埋立行為を行おうとする場合は、土地利用の観点から各地域県政総合センター（横浜市及び川崎市にあっては、県土地水資源対策課）で指導を行っているため、これらの機関に相談するよう指導するとともに、土砂埋立行為は、他法令にまたがることが多いため、その指導や許可等の時期等について、各法令の許認可担当部局と十分連携し、相互の調整を行い統一的な対応を図る必要がある。
- 2 「土砂埋立区域」とは条例第2条第4項で規定してるとおり土砂埋立行為の用に供する土地の区域をいい、土砂を直接土地にたい積する面積のみならず、進入路、排水施設等の土砂埋立行為に関連する土地を含んだものである。
- 3 「土砂埋立行為を行う土地の区域の面積」とは、土砂のたい積を直接行う土地の面積である。この条例では、「土砂埋立区域」ではなく、この「土砂埋立行為を行う土地の区域の面積」が2,000㎡以上の場合に許可が必要としている。
- 4 「一団の区域」とは、土砂埋立行為の目的から見て、当該地が一体の区域を構成したり、一体的な利用が可能な区域において、同一の事業者、あるいは異なる事業者であっても、その間に役員や資本の共通性がみられる場合、一連の計画の元に土砂埋立行為を行おうとすれば、「一団の区域」と解される。一団の区域かどうかについては、物理的な一体性、機能的な一体性、事業者の同一性、施行時期の近接性を勘案して総合的に判断すべきものである。
- 「物理的一体性」とは、土砂埋立行為を行う土地が隣接している、あるいは隣接しているとみなすことができる場合である。例えば、同一事業者が、谷間の両側から埋め立てて行く場合、最終的に数メートルの緩衝帯を置く場合であっても、一団の区域として判断することができる。

「機能的な一体性」とは、土砂埋立行為がそれぞれ別に行われるものであっても、埋め立てられた土地が一体的に利用されるなど、土砂埋立行為が相互に関連して行われるとみなすことができる場合である。例えば、事業者Aが土地甲の造成を目的とする1,500㎡の土砂埋

立行為を行った後、時期を接して隣接する土地乙に事業者BがAが造成した土地を含んで1,000㎡の土砂埋立行為を行う場合は、やはり一団の区域として判断することができる。

「事業者の同一性」とは、異なる事業者であっても、事業者が商法上の親子会社であること、代表取締役が同一人又は配偶者であること等により、実質的に同一主体であると認められる場合である。例えば、親会社Aと子会社Bが隣接して1,500㎡ずつの土砂埋立行為を行った場合は、一団の区域と判断することができる。

5 第2号では、事業区域内の土砂のみを用いて行う土砂埋立行為については適用除外としているが、これは、事業区域内において切盛により土地を造成することを想定しているのであって、当該事業区域以外の土砂を一部でも搬入して土砂埋立行為を行う場合は許可が必要となる。

6 第4号の「土砂」については、条例第4条第1項第2号で、岩石及び砂利採取のために除去した廃土、廃石は含まないとしており、その運用と解釈も同様とするものである。

7 第8号で規定している「法令等の許可、認可その他これらに相当する行為で規則で定めるもの」とは、規則別表第1に掲げる許可等を得て行う行為のことである。従って、他法令の許可等を受けていても規則別表第1に掲げる許可等に該当しないもの、例えば、農地法、森林法、自然公園法等については、これらの法令と併せて条例第9条の許可が必要である。また、規則別表第1に掲げる許可等を得ている場合でも、本号による届出がなされていない場合は、本則に戻って条例第9条の許可を要することになる。

8 規則別表第1の法令等の許可等を受けた場合や受けることが確実な場合の届出は、規則第9条第2項に基づき土砂埋立行為届(第6号様式)により行う。届出の際には、許可書又は申請書(收受印のあるもの)の写しを添付させて確認する。ただし、申請書(收受印のあるもの)の写しで收受した場合、当該機関に審査状況の確認を行う必要がある。

なお、申請者がこれらの法令とこの条例の両方の許可を受けることを妨げるものではない。

9 都市計画法等の他法令では適用除外としていても、規則別表第1に掲げられていない場合は、この条例の許可を要する。例えば、老人保健施設の建設については、都市計画法第29条の許可が必要であるため、当該許可を受けた場合には、この条例に基づく届出をすれば条例の許可を要しないが、都市計画法の開発許可を不要としている特別養護老人ホームや学校、病院等の建設については、規則別表第1で適用除外としていないため、本条の許可を得る必要がある。

10 規則第10条第1号の土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離(以下「垂直距離」という。)1m未満の土砂埋立行為の例としては、農地における表土の入れ替えやグラウンドの水はけをよくするための砂まき等が考えられる。

なお、傾斜地において土砂埋立行為が行われる場合には、薄く土を敷き均したとしても垂直距離が1m以上となることもある。このような場合には、規則第10条第1号に該当せず、許可が必要である。

また、地盤改良や埋設管の設置のための掘削等土砂埋立行為等に係る工事の一環として地盤面を掘り下げる場合は、掘り下げる前の地盤面が土砂埋立行為を行う前の地盤面である。

【掘削を行わない場合】

土砂埋立行為によって生じた
地盤面の最も高い地点

土砂埋立行為
(土砂のたい積)

盛 垂
土 直
高 距
離

(施工基面)

土砂埋立行為を行う前の
地盤面の最も低い地点

【地盤改良等の掘削を行う場合】

土砂埋立行為によって生じた
地盤面の最も高い地点

土砂埋立行為
(土砂のたい積)

垂 盛
直 = 土
距 高
離

(施工基面)

土砂のたい積を行う前に
一連工事として地盤改良等
の掘削・埋土を行う箇所

土砂埋立行為を行う前の
地盤面の最も低い地点

11 規則第10条第2号及び第3号の土砂については、条例第4条第2項関係の[解釈及び運用]
7と同じである。

また、適用除外となるのは、規則第10条第2号又は第3号に規定する土砂のみを用いて土砂
埋立行為を行う場合であって、他の土砂と併せて土砂埋立行為を行う場合は、条例の許可を
要する。

条例第9条第2項関係

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
 - (3) 土砂埋立行為を行う土地の面積
 - (4) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
 - (5) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離
 - (6) 排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設の計画
 - (7) 土砂埋立行為等に必要な経費
 - (8) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状
 - (9) 土砂埋立行為等を行っている間における災害発生の防止のための方法
 - (10) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為に係る工事等を行うために必要な資格を有していること。
 - (11) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに当該土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得ていること。
 - (12) その他規則で定める事項
- 一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第12条

(許可申請書の添付図書)

第12条 条例第9条第2項に規定する規則で定める図書は、次の各号(条例第10条第2項に規定する土砂埋立行為にあっては、第11号及び第12号を除く。)に掲げるものとする。

- (1) 別表第2に掲げる図面
- (2) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時に用いる土砂の数量を計算した書面
- (3) 盛土高(盛土によって生じたのり面の上端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、上層ののり面の上端。以下同じ。)とのり面の下端(のり面が小段等によって上下に分離されている場合は、下層ののり面の下端。以下同じ。)との間の垂直距離をいう。以下同じ。)(のり面を擁壁で覆う場合は、当該擁壁の高さ(宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第1条第5項に規定する擁壁の高さをいう。以下同じ。))を除く。)が10メートル以上になる土砂埋立行為にあっては、盛

土の安定計算書

- (4) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合は、応力計算及び断面算定をした構造計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- (5) 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びに算定の根拠を記載した書面
- (6) 調整池の容量及び放流量を算定した書面並びに算定の根拠を記載した書面
- (7) 沈砂池の容量を算定した書面
- (8) 土砂埋立行為等に係る工事の工事の手順、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害発生防止のための工法その他の施工の計画を明らかにした図書
- (9) 土砂埋立区域及び土砂埋立行為を行う土地の区域の求積表
- (10) 土砂埋立区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (11) 資力及び信用に関する申告書（第7号様式の2）
- (12) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書（第7号様式の3）
- (13) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書（第7号様式の4）
- (14) 土砂埋立区域の土地について土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者の相当数の者（前号に規定する者を除く。）の同意を得ていることを証する書面
- (15) その他知事が必要と認める図書

一部改正〔平成15年規則118号・16年48号・17年28号〕

規則第13条

（許可申請書の記載事項）

第13条 条例第9条第2項第12号に規定する規則で定める事項は次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分
- (2) その他知事が必要と認める事項

一部改正〔平成16年規則48号〕

〔趣旨〕

- 1 本項は、次条に定める許可基準との適合や土砂埋立行為の実現性について審査を行うため、許可申請書に記載すべき事項及び許可申請時に添付すべき図書を規定したものである。
- 2 記載事項については、土砂埋立行為の全体計画の概要が分かるものを書かせることとし、土砂埋立行為の区域、形状、排水施設の構造等に関する図書を添付させることにより、申請があった土砂埋立行為が適正に行われるかどうかを確認することとした。

〔解釈及び運用〕

- 1 神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）第7条では、申請が事務所に到達したときは、遅滞なく審査を開始しなければならないとし、申請書類の内容や添付書類等について不備があった場合には、相当の期間を定めて申請者に申請の補正を求めることとしている。この場合、申請書の記載事項や添付書類等の形式上の要件について窓口で審査を行い、不備があった場合に形式上の要件が整ってから申請を行うよう、指導を行うことを妨げ

るものではないが、申請者がこの指導に従わないときは、文書により申請者に対して相当の期間を定めて補正を求めるものである。

なお、この補正のために要する期間は、2で述べるように標準処理期間には含まれない。また、この期間内に補正がなされない場合には、申請の取り下げの指導を行うが、申請者がこの指導に応じない場合には、申請の却下等の拒否処分をすることになる（『神奈川県行政手続条例運用の手引き』）。

- 2 許可申請が到達した日から許可、不許可の処分を行うまでの標準処理期間は、許認可等事務の標準処理期間に関する規程（平成6年訓令第24号）により、20日間と定められている。

なお、この20日間には、神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項に規定する県の休日（土、日、祭日、12月29日から1月3日）、申請書の不備等による補正や新たな書類等を添付するために必要な日数、申請者が自ら申請内容を変更するために必要とする日数等は、含めないこととされている。

また、許可申請に係る土砂埋立行為が、市街化調整区域等において1ha以上の建設発生土受入地を建設する計画である場合など、神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）第3条第1項の協議を要する場合（同条例第8条第1項の変更協議を含む。）には、審査結果通知書が交付されるまでの間は標準処理期間に関する規程は適用しないこととされている。即ち、神奈川県土地利用調整条例に基づく審査結果通知書が交付される前に許可申請があったとしても、標準処理期間の開始日は審査結果通知書が交付された日となる。

- 3 本項で定める「規則で定める図書」とは、規則第12条各号で定められている。これは、許可を与える際に、土砂埋立行為の構造上の基準や土砂埋立行為に伴う災害の発生を防止する措置等が条例及び規則で定める基準に適合するか審査するためや土砂埋立行為の内容や土砂埋立行為を行う権原の有無等について確認等をするためのものである。

このうち「算定の根拠を示した書面」とは、道路土工指針など添付書類に使用している構造計算等を用いた理由が記された図書の写し等である。

- 4 条例第10条第2項に該当する土砂埋立行為については、同条第1項第3号及び第4号の許可基準を適用しないことから、これに該当する土砂埋立行為については規則第12条第11号及び第12号に定める書面の提出を不要とした。

- 5 第2号の「土砂埋立区域の位置及び区域」とは、土砂埋立区域の土地の登記簿に記載されている地番を記載させるものとする。当該土地が複数の地番にまたがる場合は、代表的な地番を記載させた上で、他は外筆とし、一覧表を別紙として添付させるものとする。

- 6 第2号及び第3号の面積は、実測した数値を記載させるとともに、規則第12条第9号に定める求積表、同別表第2に定める測量図を添付させるものとする。

- 7 第4号の「土砂の最大たい積時に用いる土砂の数量」は、平均断面法等により積算した土量とし、受入地など他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為の許可申請の場合には、当該土砂埋立行為が完了するまでに必要な土砂の数量を、ストックヤードの場合には、最大たい積時の数量を記載させるものとする。

また、「土砂埋立行為等に係る工事を行う期間」とは、土砂埋立行為等に係る工事に着手する日から完了する日までの予定期間を記載させるものとする。ただし、ストックヤードにあっては、当該場所の設置予定期間とする。

- 8 第5号の「垂直距離」は、条例第9条第1項関係の〔解釈及び運用〕10と同じである。

9 第6号の「施設の計画」には、排水施設、擁壁や調整池など土砂の崩壊又は流出等の災害発生を防止する施設の位置、構造等を記載させ、規則第12条に従い作成した図面等を添付した際は、「別紙添付図面のとおり」と記載させるものとする。

10 第7号の「土砂埋立行為等に必要な経費」とは、土砂のたい積や、擁壁、排水施設等土砂の崩壊又は流出を防止するために必要な施設のみではなく、標識・くいの設置費、進入路の造成費、事務管理費等も含めた経費の総額である。

11 第8号は、他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為の場合にあっては完了時の土地の形状を、ストックヤードの場合には当該箇所に計画する最大たい積時の土砂のたい積形状に係る図書等を作成して添付させるものとする。

12 第9号の「災害発生の防止のための方法」には、次の事項を記載させるものとする。

(1) 土砂埋立行為等に係る工事の準備から完了に至るまでの工程

(2) 事故や災害発生時の連絡体制

(3) 擁壁、排水施設、調整池を設置する場合、設置完了までの間の施工方法、搬入機材、搬入経路及び土地形状の変更状況

(4) 垂直距離が5mを超える場合にあっては、小段ごとの排水施設の規模、形状、位置及び小段設置時点ごとの土砂の搬入量

(5) 沈砂池の規模や位置を、土砂埋立行為等に係る工事の間に変更する場合、変更する時点での土砂の搬入量と、沈砂池の規模及び位置

(6) 土砂埋立行為等に係る工事の箇所に関係者以外の者の立ち入りを禁止するためのゲートを設置する場合はその位置

(7) 車両の進入口への誘導員を配置する場合は、その人数と位置

この他にも、申請者が土砂埋立行為等に係る工事を行っている間における災害の発生を防止するために計画している方法があればそれを記載させるものとする。

なお、欄に書き込めない場合は、規則第12条第8号の図書として作成する施工計画書に所要の事項を記載させ、「別紙、施工計画書のとおり」と記載させるものとする。

13 第10号の「必要な資格」とは、土砂埋立行為等を行うために必要な建設業法の資格等である。

なお、埋立行為者が自ら施工する場合は、埋立行為者が元請負人となる。この場合は、埋立行為者自身の氏名等を元請負人のものとして記載させるものとする。

14 第11号の「土砂埋立行為等を行う土地の所有者」とは、土砂のたい積を行う土地及び擁壁、排水施設（調整池を含む。）を設置する土地の所有者である。

なお、土地の所有者が複数存在する場合は、代表して1名の氏名等を記載の上、他は「外名」とし、一覧表を別紙として添付させるものとする。

また、国又は地方公共団体が土地の所有者である場合、財産管理者としての権限に基づき同意していることが確認できるときに限り、任意の書面をもって規則で定める同意書に代えることができるものとする。

15 第12号で規定されている「規則で定める事項」とは、規則第13条各号に掲げるとおりである。規則第13条第1号の「土砂の性質の区分」とは、「建設業に属する事業を行う者の再資源の利用に関する判断となるべき事項を定める省令」に基づく「発生土利用基準について」の区分のことである。

16 規則第12条第11号に定める申告書（第7号様式の2）に記載する「土砂埋立行為等に必要経費」、「準備工に要する経費」が著しく低い金額となる場合、許可を受けようとする者に、施工資材や、施工人員が確保されていることを証明する図書等の提出させることとする。

また、同様式備考の7(1)で規定する納税証明書は、事業開始から1年を経過していない法人等、正当な理由のある者は提出不要である。

「土砂搬入予定台数」の欄には、申請書に記載する土砂の数量に適合する搬入車輛の延べ予定台数を記載させることとする。

なお、土砂搬入予定台数から土量を換算する場合は単位重量によるが、例えば一般的な粘性土の場合、単位重量が1 m³あたり1.8トンであるので10トントラックに積載した場合の土量は約5.5 m³となる。搬入車両が数種類ある場合等は内訳書を提出させるものとする。

17 規則第12条第14号の「土砂埋立行為の妨げとなる権利を有する者」とは、土砂埋立区域内の土地に関して権利を登記している者や現地確認の際に把握できる土砂埋立区域の全部又は一部を占有・管理している者などである。本号で「相当数の者の同意を得ていること」としたのは当該者全ての同意を申請前に得ておくことが望ましいが、申請の段階で全員の同意を得ることを要件とすることは、過大な負担を負わせることとなるおそれがあるためである。この場合、「土砂埋立行為等を行う土地」以外の土砂埋立区域内の土地についても原則として仮登記を含め所有権を有する者については、全員から同意を取得させるものとする。

18 規則第12条第14号の「同意を得ていることを証する書面」については、任意の様式でよいが、条例第26条の趣旨を踏まえ、土砂埋立行為等の計画内容を確認した上での同意であること。

19 規則第12条第15号で規定する「その他知事が必要と認める図書」とは、土砂埋立行為等に係る工事を行おうとする場所の現況が分かる写真、土砂埋立行為等に係る工事完了後に排水施設や調整池等の施設を管理することになる者を記載した書面やその者が承諾した旨の書面等を想定しており、必要に応じて添付させるものである。

また、規則第13条第1項第2号に規定する「その他知事が必要と認める事項」とは、例えば、現場管理事務所の設置場所を示した図面、当該土砂埋立行為等に係る工事について警察との協議を行った場合にはその協議書の内容、地元自治会と協定を結んでいる場合にはその旨を記載させる事を想定しており、必要に応じて添付させるものとする。

20 申請地が2以上の土木事務所又は治水事務所の所管区域にまたがる場合の申請先は、当該区域を最も広く所管する事務所長となる。

条例第10条（許可の基準等）第1項、第2項関係

（許可の基準等）

第10条 知事は、前条第1項の許可の申請があった場合において、その内容が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状並びに排水施設その他の土砂の崩壊又は流出を防止するための施設が、規則で定める基準に適合していること。
- (2) 土砂埋立行為の方法が、規則で定める基準に適合していること。
- (3) 前条第1項の許可を受けようとする者が、土砂埋立行為等に必要な資力及び信用を有すること。
- (4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人が、当該土砂埋立行為等に係る工事を行うために必要な能力を有すること。
- (5) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者に当該土砂埋立行為等を行うことについて同意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する土砂埋立行為については、同項第3号及び第4号の規定は適用しない。

- (1) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が5メートル以下であること。
- (2) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量が1万立方メートル未満であること。

一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第14条

（許可の基準等）

第14条 条例第10条第1項第1号に規定する規則で定める基準は、別表第3から別表第6までのとおりとする。

2 条例第10条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、別表第7及び別表第8のとおりとする。

3 前2項に掲げる基準に用いる計算の方法、数値その他の必要な事項については、知事が別に定める。

4 条例第10条第1項第4号に規定する能力は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表下欄に規定する土木工事業、とび・土工工事業及び石工事業に限る。）を有することとする。ただし、知事が別に定める規模の土砂埋立行為等に係る工事であって、知事が別に定める基準に該当するものにあつては、この限りではない。

一部改正〔平成16年規則48号〕

〔趣旨〕

- 1 本条は、土砂埋立行為の許可基準について定めたものである。これらの基準については、

土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊や流出等の災害の発生を防止し、県民の生活の安全を確保するという観点からそれぞれの基準を定めたものである。

2 土砂埋立行為や擁壁等の構造については、新工法の開発や大規模地震等の発生等により国等において常に構造基準の見直し等が行なわれることから、これに素早く対応するため、この条例では規則に委ねることとしたものである。この規定を受けて、規則第14条では別表第3から別表第8までに具体的な基準を定めている。

3 スtockヤードと受入地のような他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為は、目的が異なるが、土地への土砂のたい積行為としては同じであることから、それぞれについて土砂の崩壊、流出等による災害を防止するために必要な基準を定め、これらの区分については、埋立行為者の判断に任せることとした。

4 他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為については、災害防止の観点から、のり面勾配、擁壁の構造、のり面の保護措置、使用する土砂の種類等について詳細な基準を設けている。

また、Stockヤードについては、土砂の搬出が容易に行えるよう、のり面勾配や使用する土砂の種類等についての規定は設けていないが、土砂の流出等による災害の発生を防止するため、高さの制限や保安距離等についての基準を設けている。

5 土砂の適正処理を促進するためには、技術的な審査だけでなく、申請者及び土砂埋立行為を実際に施工する者についても着目する必要がある。そこで、この条例では「許可を受けようとする者の資力及び信用」、「土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力」を有することを許可の基準とした。

なお、垂直距離が5 m以下で土砂の数量が1万立方メートル未満の土砂埋立行為にあつては、短期間で土砂埋立行為が完了することなどからこれらの基準の適用は除外することとした。

さらに、土砂の数量が1万立方メートル以上の土砂埋立行為等であっても、必要な措置等が軽微となる土砂埋立行為等も想定される。そこで、これに該当する土砂埋立行為等の規模とその規模の土砂埋立行為等に係る工事に必要な能力は別に定めることとした。

6 この条例では、第8条で埋立行為者から土地の所有者に土砂埋立行為等に係る工事の内容を説明し、同意を得るよう求めていることから、土地の所有者から同意を得ることを許可の基準とした。

〔 解釈及び運用 〕

1 受入地のような他の場所への搬出を目的としない土砂埋立行為の基準は、規則別表第3、第5及び第7によるものとし、Stockヤードの基準は、規則別表第4、第6及び第8によるものとする。

2 第1項第1号の「土地の形状」とは、規則別表第3及び第4に規定している盛土の高さ及び勾配、切土の勾配、擁壁の構造等のことである。「施設」とは、規則別表第5及び第6に規定している排水施設、のり面保護等のことである。

また、第1項第2号の「方法」とは、規則別表第7及び第8で規定している水抜き措置、段切り、くい及び丁張りの設置等のことである。

3 第1項第3号に定める「土砂埋立行為等に必要な資力及び信用」は次のことを勘案して判

断することとする。

- (1) 土砂埋立行為等に必要な経費（資金調達方法の確認等）
- (2) 過去の事業実績
- (3) その他

(1)については、災害発生を未然に防止するための準備工に必要な経費を調達できることを証明できるかどうかを確認することとする。

なお、確認に当たっては、実際に埋立が可能な土砂の数量を超えた土砂の搬入により、土砂受入収入を過大に見積もっていないか留意する必要がある。

(2)については、申告書の「土砂埋立行為その他の工事の経歴」に基づき所管の事務所に連絡を取り、許可を受けようとする者が、この条例に基づく措置命令を受けていないかどうか、また命令を受けている場合は、履行したか否かを確認することとする。

なお、申告書に記載が無くとも、許可を受けようとする者が命令不履行者であることを確認した場合は、申告書の経歴欄を修正するよう補正を求めることとする。

- 4 第1項第4号の元請負人の能力に関する審査は、「土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書」とその添付書類をもって行うこととする。
- 5 第1項第5号の土地の所有者の同意については、「土砂埋立行為等を行う土地の所有者の同意書」が当該土地の所有者全員から提出されなければ許可をしてはならない。
- 6 規則第14条第3項に定める必要な事項については、「審査指針」（平成16年3月30日技管第152号）として定めており、土砂埋立行為の許可を受ける際には、規則別表第3から第8までの各基準のほか、この審査指針にも適合していることが必要である。
- 7 規則第14条第4項の「知事が別に定める規模」及び「知事が別に定める基準」については平成16年3月30日付け技管第155号技術管理課長通知において定めている。
 - (1) 「知事が別に定める規模」とは、「垂直距離が2 m以下の土砂埋立行為」である。
 - (2) 「知事が別に定める基準」とは、「元請負人が土砂埋立行為その他工事に係る事業を健全に履行していること」である。
- (3) 当該規模に該当する土砂埋立行為等に係る工事を行おうとする者に対しては「土砂埋立行為等に係る工事を行う元請負人の能力に関する申告書（その2）」を提出させることとし、記載された内容及び添付書類によって、次のいずれにも該当しない場合は、申請者は事業を健全に履行していると認められるものとし、建設業法第3条第1項の許可書の提出を不要とする。

ア 正当な理由なく法人の登記事項証明書、納税証明書を提出できない場合

イ 元請負人となる者が土砂埋立行為その他の工事経歴を有しない場合

ウ 工事責任者が工事の従事経験を有しない場合

なお、元請負人の工事経歴は工事請負契約に基づく工事の経歴を記載させるものとする。この経歴は経営状況を把握するためのものであるため、工事の種類は限定しない。

また、工事責任者の従事経験は工事請負契約に基づく工事への従事経験と、工事に従事した際の役割（現場監督、現場作業員等）を記載させるものとし、過去3年以内に工事の従事経験がない場合は、3年より前の従事経験を記載させることとする。

条例第10条第3項関係

3 知事は、前条第1項の許可には、この条例の目的を達成するために必要な範囲内で、条件を付することができる。

一部改正〔平成16年条例30号〕

【趣旨】

- 1 開発行為等について許可制を行っている他の法令と同様に、この条例でも条例第9条第1項の土砂埋立行為の許可に際して必要な条件を付することができることとした。
- 2 条例及び規則を受けて定めた審査基準は、土砂埋立行為の構造について規定したものであって、個々の申請の内容にまで踏み込んだものではないことから、構造上の基準にさえ合っていれば、変更を行わなくともこの条例の許可要件の違反や無許可埋立てにはならない。このため、個々の申請に対して具体的な条件を付し、適正な土砂埋立行為を行わせるため、本項の規定を設けたものである。

【解釈及び運用】

- 1 条件については、この条例の目的を達成するため、即ち、土砂の適正な処理を行わせ、県民の生活の安全を確保するために必要な範囲で付するものであって、許可を受けた者に過重な負担を負わせるものであってはならない。
- 2 許可を受けた者が許可条件に違反した場合は、条例第13条第1項第4号に基づく許可の取消しや条例第25条第2項に基づく必要な措置を命ずることができる。
- 3 必須の条件と案件に応じた条件例を示すと次のとおりである。

（必須条件）

- 1 土砂埋立行為等に係る工事の施行に当たっては、当事務所長の指示を受け、許可を受けた内容及び添付の図書に従って行わなければならない。
- 2 土砂埋立行為等に係る工事を直接、指揮及び監督する者を定め、現場責任者として着手届に記載し、届け出なければならない。
なお、現場責任者に異動があった場合にあっては、その旨を記載した書面により速やかに報告しなければならない。
- 3 土砂埋立行為等に係る工事に着手するときは、当事務所長に申し出て、着手にあたって必要な措置の行われていることの確認を受けなければならない。
なお、着手届は、着手する日の前日までに届け出なければならない。
- 4 土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から完了するまでの間、土砂の搬入量と搬入元を日々記録し、保管しなければならない。
なお、事務所の職員が当該記録の提示を求めたときには、速やかに提示しなければならない。
- 5 土砂埋立行為等に係る工事を完了したときは、完了した日から20日以内に完了届を提出し、事務所の職員に計画内容どおりに施行されたことの確認を受けなければならない。
- 6 土砂埋立行為等に係る工事を行う期間中、危険防止措置を講ずるとともに、災害等が発

生した場合は、速やかに適切な措置を講じなければならない。

- 7 当事務所長が必要と認めるときは、土砂埋立行為等に係る工事の施工状況について適宜調査し、報告を求めることができる。許可を受けた者は報告を求められたときは誠実に回答しなければならない。

(個別案件条件例)

- 8 準備工に用いる土砂の数量と搬入元及び搬入方法について、搬入前に計画書を作成し、当事務所長に提出し、承認を受けなければならない。

条例第11条（変更の許可等）関係

（変更の許可等）

第11条 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第2号から第12号まで（第11号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 変更の内容及びその理由

(3) その他規則で定める事項

3 第9条第1項の許可を受けた者は、第9条第2項第11号に掲げる事項を変更しようとするとき及び第1項ただし書に規定する規則で定める変更をしようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第9条第1項の許可を受けた者は、同条第2項第1号に掲げる事項を変更したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

5 前条の規定は、第1項の許可について準用する。

一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第15条

（変更の許可等）

第15条 条例第11条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げるもののみに係る変更とする。

(1) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量及び土砂埋立行為等に係る工事を行う期間

(2) 土砂埋立行為を行う土地の区域における土砂埋立行為を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立行為等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離（当該垂直距離が5メートルを超えない土砂埋立行為が5メートルを超えることとなるときを除く。）

(3) 土砂埋立行為等に必要経費

(4) 知事が特に軽微と認める変更

2 条例第11条第1項の規定による変更の許可の申請は、土砂埋立行為変更許可申請書（第8号様式）により行うものとする。

3 条例第11条第2項に規定する規則で定める図書は、当該変更の部分に係る変更後の第12条各号に掲げる図書とする。

4 条例第11条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号

(2) その他知事が必要と認める事項

5 条例第11条第3項及び第4項の規定による届出は、土砂埋立行為変更届（第9号様式）により行うものとする。

6 条例第11条第3項の規定による届出は、変更しようとする日の前日までに行わなければならない。

一部改正〔平成16年規則48号〕

【趣旨】

1 土砂埋立行為の許可を受けた者が許可を受けた内容を変更する場合は、変更後の土砂埋立行為について土砂埋立行為に伴う災害の発生を防止するため、その構造等について再度許可基準に適合しているかどうか審査を行わなければならないことから、本条の規定を設けたものである。従って、土砂埋立行為の構造とは関係がない氏名、住所、代表者等の変更や規則に定める変更等を行う場合には、許可ではなく届出で足りることとした。

2 条例第9条第2項第1号の変更について届出としたのは、氏名等の変更は土砂埋立行為の安全性には関係ないが氏名等の変更については各種通知を出す際や届出を受理する際に行政としてもその事実を把握しておく必要があることから届出させることとしたものである。また、これらの変更については変更後でなければ届出ができないため、事後に届出をさせることとしたものである。

なお、条例第9条第2項第11号は許可の基準である土地の所有者の同意そのものを含んでいるので、変更許可の対象とはしていない。

3 第1項ただし書に規定する変更については、規則第15条第1項で規定している。

同項第1号の「土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量」については、設計土量と実際の埋立土量との間に通常差異が生ずること、また、「土砂埋立行為等に係る工事を行う期間」については、土砂埋立行為に搬入する土量をあらかじめ確保していることは稀であり工事の進捗や発生量により左右されること、土砂埋立行為に係る工事の遅延等もあることから、届出でよいこととした。なお、これらの事項については、埋立行為者があらかじめ定めることが可能であることから、変更前に届出を行わせることとした。

【解釈及び運用】

1 条例第9条第2項第2号から第10号及び第12号に係る事項を変更する場合には変更許可を要する。

ただし、同条同項第4号、第5号及び第7号については、規則第15条第1項で届出事項となっている。

許可を受けなければ変更できない事項は、第2号、第3号、第6号、第8号、第9号、第10号及び第12号である。

申請は、土砂埋立行為変更許可申請書（第8号様式）により行い、解釈及び運用は条例第9条第1項に準じて行うものとする。

2 条例第9条第2項第1号の「氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名」の変更は、個人の場合は、改姓や改名、法人の場合は、有限会社Aが株式会社B等に組織変更した場合や代表者の変更などであり、会社の合併や分割等の土砂埋立行為者自体の変更は含まれない。会社の合併等により土砂埋立行為者自体の変更を

しようとする場合には、条例第12条の「地位の承継」の手続きが必要である。

- 3 規則第15条第1項第1号の「土砂の数量」の変更は、土砂埋立行為の完了時及び最大たい積時の土地の形状の変更を伴わないものである。数量の変更に伴って土砂埋立を行う土地の面積や完了時等の土地の形状の変更をする場合は、第9条第2項第3号又は第6号の変更に該当し変更許可が必要である。

また、「土砂埋立行為等に係る工事を行う期間」の変更についても届出で足りるのは、土砂埋立行為等に係る工事を継続しているものである。1年以上の中断や3年以上未着手を伴う期間の変更は条例第13条第1項第2号、第3号又は第2項に該当するので、変更届でよいか注意をする必要がある。

- 4 規則第15条第1項第2号の「垂直距離」は現況地盤面の最も低い地点を現地又は地図上で確認の上、その地盤面にどの程度の高さまで土砂をたい積する計画であるかにより判断するものであり、埋立行為の開始後、地盤面の最も低い地点が新たに見つかるたびに変更が必要となることから届出としている。

従って、土地形状の変更を伴う場合は変更許可が必要であり、審査にあたっては変更が頻繁におきかないよう現地や図面を慎重に確認することが求められる。

なお、当初許可において垂直距離が5m以下であったものが、5mを超えるものに変更となる場合は「垂直距離」のみの変更であっても変更許可が必要となる。

- 5 規則第15条第1項第3号の「土砂埋立行為等に必要な経費」は申請段階で必要となる経費であり、元請負人との契約請負金額の変更や、土砂埋立行為等に係る工事中の軽微な変更に伴う必要経費総額の変更は許可内容の変更とは扱わない。

しかし、変更許可が必要となる項目の変更に伴う経費の変更については、変更許可申請書に、変更内容の項目として記載することとし、届出は要さない。

- 6 第3項で規定する「第9条第2項第11号に掲げる事項を変更しようとするとき」とは、土地の所有者自身が他の者に代わる場合のことで、指導及び助言の対象として把握しておく必要があることから、変更届の提出が必要となる。

- 7 施工方法等が変更になり、変更の許可が必要な場合にあっては、土地の所有者が与えた同意の内容が変わることになることから、変更許可の内容に関し、土地の所有者の同意が改めて必要となる。

- 8 規則第15条第1項第4号に規定する「特に知事が軽微と認める変更」とは、個々の申請によって異なるが、その変更のみでは土砂の崩壊又は流出等の災害につながらない次に掲げる事項はこれに該当するものとする。

- (1) 土砂埋立行為に用いる土砂の性質の区分
- (2) 土砂埋立行為等に係る工事の元請負人の住所・氏名（改姓等によるもの）
- (3) 土砂埋立行為等を行う土地の所有者の住所・氏名（改姓等によるもの）
- (4) 許可基準に適合する範囲での施設の規格・材質の変更や仮設施設の位置・構造・規模の変更

条例第12条（地位の承継）関係

（地位の承継）

第12条 第9条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人又は同項の許可を受けた者から当該土砂埋立区域の土地の所有権その他当該土砂埋立行為を行う権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該土砂埋立行為の許可を受けた者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

2 前項の知事の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 第9条第1項の許可を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (3) 土砂埋立行為の当初の許可年月日及び番号
- (4) 土砂埋立区域の位置、区域及び面積
- (5) その他規則で定める事項

規則第16条

（地位の承継）

第16条 条例第12条第1項の規定による承認の申請は、土砂埋立行為承継承認申請書（第10号様式）により行うものとする。

2 条例第12条第2項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 土砂埋立区域の位置及び区域を示す図面
- (2) 条例第9条第1項の許可を受けたことを証する書面
- (3) 条例第9条第1項の許可を受けた者から当該土砂埋立行為を行う権原を承継したことを証する書面
- (4) 資力及び信用に関する申告書（条例第10条第2項に該当する土砂埋立行為を除く。）
- (5) その他知事が必要と認める図書

3 条例第12条第2項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 承認申請の理由となる事実
- (2) 承認申請の理由となる事実が発生した年月日
- (3) その他知事が必要と認める事項

一部改正〔平成16年規則48号〕

〔趣旨〕

1 相続又は会社の合併等の一般承継の場合、民法第896条又は商法第103条の規定により被相続人又は合併前の会社が有していた一切の権利義務は、相続人又は合併後の会社が承継することとされている。

しかし、一般承継の事実の有無については、当事者からの申告がなければ、行政庁がこれを把握することは出来ないことから、知事の承認を必要とすることとした。

- 2 一方、土砂埋立行為の許可を受けた者が第3者に当該許可に基づく地位を譲り渡す特定承継の場合には、一般承継とは異なり権利義務が当然に承継されるものでないことから、元の許可を廃止し、新たな土砂埋立行為として譲受人に許可を取得させる方法もあるが、譲受人が当初の許可内容をそのまま引き継いで施行すれば新たに審査する事項はないこと、譲受人にとっても新たな許可を取得するよりも、申請等の手続きの軽減が図られること等から、知事の承認を受ければよいこととしている。

【解釈及び運用】

1 許可を受けようとする者の名称や所在地を変更するときは「変更届」の提出で足りるが、許可を受けようとする者が他者と代わる場合は、それが一般承継であるか特定承継であるかを問わず、許可を受けた者の地位の承継承認の対象となる。

なお、被承継者が元請負人を兼ねている場合は、承継承認申請と併せて変更許可申請も必要となる。

- 2 「一般承継」とは、「前主の権利義務を一括して承継すること」（有斐閣『新法律学辞典』）「法令上、ある者が他の者の権利義務を受け継ぎ、法律上その権利義務に関してその者と同じ地位に立つこと」（学陽書房『法令用語小辞典』）をいい、相続人のほか、吸収合併の場合の合併後存続する法人や合併により新たに設立された法人がこれに当たる。

これに対し「特定承継」とは、「他人の権利を個々に取得すること」（有斐閣『新法律学辞典』）であり、事業の譲渡などによる権利の承継がこれに当たる。

- 3 「当該許可に基づく地位」とは、許可を受けたことによって発生する権利と義務の両方をいい、知事との関係においては、土砂埋立行為を行う地位や廃止や完了等の届出義務等である。

- 4 第2項の「規則で定める図書」とは、規則第16条第2項で次のように規定されている。

- (1) 同項第2号の「条例第9条第1項の許可を受けていることを証する書面」とは、許可書又はその写し等である。
- (2) 同項第3号は、相続や合併があったこと、あるいは許可を受けた者から許可に基づく地位を譲り受けたことを確認できる書類の写し、例えば、相続がわかる書面、土地の登記事項証明書、合併協議書、商業登記簿謄本、売買契約書の写し等である。
- (3) 同項第4号により承継承認審査においても、承認を受けようとする者が土砂埋立行為等に必要な資力及び信用を有しているか否かを審査する。
- (4) 同項第5号の「その他知事が必要と認める図書」は、承継事実や、承認を受けようとする者の資力及び信用の確認を補填する図書を想定している。

なお、特定承継の場合には、当初の許可の際に土砂埋立行為を行う者を特定した同意書等を添付させることから、この号に基づき土地の所有者が承継事実を承知していることを確認できる書面の提出を求めるものとする。

- 5 承継者が許可基準を満たさない場合は不承認とし、被承継者を「許可を受けた者」として、行政指導・処分を行うこととなる。被承継者が事業を継続する意思を持たない場合は、廃止届を提出するよう指導する。
- 6 許可を受けた者が死亡し、権利を承継する者がなく、かつ必要な措置等がある場合は、土地の所有者等に必要な措置を講ずるよう指導を行うこととする。

条例第13条（許可の取消し等）関係

（許可の取消し等）

第13条 知事は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けたとき。
- (2) 第9条第1項の許可を受けた日から起算して3年を経過した日までに当該土砂埋立行為等に係る工事に着手していないとき。
- (3) 第9条第1項の許可に係る土砂埋立行為等に係る工事に着手した日後1年以上引き続き当該土砂埋立行為等に係る工事を行っていないとき。
- (4) 第10条第3項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。
- (5) 第11条第1項の規定に違反して変更したとき。

2 知事は、第11条第1項の許可を受けた者が当該許可を受けた日から起算して当該許可に係る変更に関し3年以内に着手せず、又は当該許可に係る変更に関し着手した日後1年以上引き続き当該変更を中断しているときは、同項の許可を取り消すことができる。

3 知事は、前2項の規定により許可を取り消した場合において、当該許可取消しに係る土砂埋立行為について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該許可の取消しを受けた者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

一部改正〔平成16年条例30号〕

〔趣旨〕

- 1 本条は、不正な手段により許可を得た場合や許可条件に違反したり変更許可を受けずに変更をした場合など、許可を取り消すことができる場合を規定したものである。
- 2 有効期限等を定めていない許可の効力については、許可の取り消しを受けるまでは、無期限に存続するものと解されているが、土砂埋立行為の着手しないまま長期間経過すると、相続等の土地に関する権利関係や周辺の開発等による環境の変化など審査時点の状況が変化するなど、土砂の適正処理を推進し、県土の秩序ある利用を図る上で支障があること、また、土砂埋立行為に一旦着手した後に、そのまま放置することは、土砂の崩壊や流出等による災害発生の問題等が生じやすいことから、この条例では土砂埋立行為の未着手や中断した場合の期間を設け、許可の取り消しができることとしたものである。
- 3 変更許可の場合にも同様な規定を置く必要があるため、第2項に規定を設けるとともに、許可を取り消した場合の安全確保の点から、第3項で防災措置命令を行えることとした。

〔解釈及び運用〕

- 1 許可の取消は、許可を受けた者に対する不利益処分に該当するため、神奈川県行政手続条例第13条の聴聞の手続を行わなければならない。
- 2 第1項第3号の「土砂埋立行為等に係る工事に着手した日」とは、条例第16条の〔解釈

及び運用] 2 で定義している。

- 3 土砂埋立行為の許可を受けた者が、許可日から起算して3年間土砂埋立行為等に係る工事に着手しなかった場合や1年以上中断した場合は、本条により当該許可を取り消しできるとしている。

しかし、これらの期間を経過したからといって一律に許可を取り消すというものではなく、例えば、ある工事の土砂を専用に処理するために土砂埋立行為許可を取得したが、当該工事の遅延により土砂の搬入が予定どおり進まないため、1年以上の土砂の搬入がない場合や土砂埋立区域からの排水を接続する下流の水路等の改修等のため3年以上経過した場合等、正当な理由がある場合には、今後の計画等を相手方から聞いた上で、変更届での提出等による対応もできる。

- 4 土砂埋立行為の未着手、中断は、条例第16条の着手届や第17条の定期的な報告書の有無により一義的に把握できると考えられるが、必要に応じて条例第23条の報告や第24条の立入検査等により実態を把握するものとする。

5 第2項は、条例第11条第1項の規定に基づく変更の許可について、第1項同様、3年以上の工事の未着手、1年以上の工事の中断場合にも許可の取り消しができるとしているが、この取り消しが及ぶ範囲は、当該許可の変更した部分だけではなく、当初許可を含む許可内容全体に対して及ぶものである。

- 6 第3項の命令は、土砂埋立行為の許可を取り消した者に対して行うものであり、無許可で土砂埋立行為を行っている者に対する命令は、条例第25条第1項により行う。

条例第14条（関係者への周知）関係

（関係者への周知）

第14条 第9条第1項の許可を受けた者は、同項の許可を受けた日後遅滞なく、当該土砂埋立区域の周辺の住民に対して、当該土砂埋立行為等に係る工事の概要を周知させるよう努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例30号〕

〔趣旨〕

- 1 土砂埋立行為を行っている間は、周辺の住民等に様々な影響が生ずることが考えられる。そこで、この条例では、これらの影響について地元の理解を得られるよう、許可を受けた者に対して土砂埋立行為の概要を周辺の住民に周知させる規定を設けた。
- 2 土砂埋立行為に伴う周辺への影響の内容や範囲は、土砂埋立行為の規模や計画、周辺の状況によって大きく異なり、あらかじめ基準を定め一律に実施させることは難しいことから、この条例では、許可を受けた者が自ら周辺の住民の範囲や周知等の方法を判断し、必要な情報を提供させることとした。

〔解釈及び運用〕

- 1 「周辺の住民」については、例えば、当該埋立行為の周辺に人家が全くない場合と人家が密集している場合とでは、周辺の住民の範囲も異なってくるので、許可を受けた者が個々の土砂埋立行為の規模や期間、造成方法等の計画や地域の実情に応じて自ら判断し、その責任において周知を行うことになる。
- 2 「周知」の方法についても、当該許可を受けた者が個々の土砂埋立行為の計画に応じて適切な方法を選択することになる。例えば、周辺住民に対して説明会を開催したり、工事概要を記載したピラ等を回覧すること等が考えられる。

他の法令や行政機関の指導等により、事前に周辺住民に対して周知を行っている場合には、改めて本条に基づく周知を行わなくても構わない。

条例第15条（標識の掲示）関係

（標識の掲示）

第15条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立区域内の公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂埋立行為等に係る工事を行っている間、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

2 前項の標識を掲示した者は、当該標識に記載した事項に変更が生じた場合には、遅滞なく、当該記載した事項を書き換えなければならない。

3 第1項の標識を掲示した者は、第13条第1項の規定により許可を取り消されたとき又は当該土砂埋立行為等に係る工事を完了し、若しくは廃止したときは、速やかに標識を撤去しなければならない。

一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第17条

（標識に記載する事項等）

第17条 条例第15条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土砂埋立区域の位置及び区域
- (2) 土砂埋立区域の面積
- (3) 条例第9条第1項の許可年月日及び許可番号
- (4) 土砂埋立行為等に係る工事を行う期間
- (5) 許可を受けた者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに連絡先
- (6) 現場責任者の氏名
- (7) 土砂埋立行為等に係る工事を施工する者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

2 条例第15条第1項に規定する標識は、第11号様式とする。

一部改正〔平成16年規則48号〕

【趣旨】

1 前条では、第9条の許可を受けた者に対し土砂埋立行為等に係る工事の概要を周知するよう義務を課しているが、あくまでも努力義務を定めた訓示規定であって、これに違反した場合でも条例に基づく罰則が科せられるとか、強制措置を命じられるということはない。

しかし、前述したように、土砂埋立行為等に係る工事を行っている間は、周辺住民等に様々な影響が生ずることが考えられるため、当該土砂埋立行為等に係る工事が許可を受けて実施しているものであることを周知するとともに許可を受けた者等を標識に記載させ、責任の所在等を明らかにするため、この規定を設けたものである。

【解釈及び運用】

1 本条に規定する標識については、土砂埋立行為に関する標識（第11号様式）として規則

に定めている。

この標識は、関係者への周知の目的を併せ持っているため、土砂埋立行為の許可後、土砂搬入車両等の進入口や道路に面した場所等公衆の目の付きやすい場所に土砂埋立行為に着手する前までに設置しなければならない。

- 2 標識への記載事項のうち「土砂埋立区域の位置及び区域」は申請書と同様に代表地番を記載させ、見取図をもって位置・区域を示すこととする。
- 3 規則第17条第1項第6号の「現場責任者の氏名」は、着手届で記載させた現場責任者の氏名等を記載させるものとする。
- 4 許可を受けた埋立行為者が、許可等の手続きを経て許可の内容を変更した場合には、標識に記載させた該当事項を速やかに書き換えるよう指導するものとする。

条例第16条（着手届）関係

（着手届）

第16条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第18条

（着手届）

第18条 条例第16条の規定による届出は、土砂埋立行為着手届（第12号様式）により行うものとする。

【趣旨】

- 1 条例に基づく許可後、土砂埋立行為等に係る工事の実施状況を把握しておく必要があるため当該土砂埋立行為等に係る工事に着手するときは、その前日までに着手届を届け出ることを義務づけたものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条の「着手する日」とは、土砂埋立行為等に係る工事に取りかかる日のことで、届出は、土砂埋立行為着手届（第12号様式）により行う。
- 2 「着手する日」には、原則として事務所が立ち会って標識の掲示等土砂埋立行為等に係る工事に着手した事実を確認することとし、工事着手した事実を確認した日がこの条例、規則で定める「着手した日」となる。
- 3 規則第12号様式の「現場責任者の氏名」の欄には、土砂埋立行為等に係る工事を直接に指揮及び監督する者を記載させるものとする。

条例第17条（定期的な報告）関係

（定期的な報告）

第17条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から6月間ごと（当該期間内に土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、当該期間の初日から廃止又は完了の日までの間）に当該期間における状況について、当該6月を経過した日（土砂埋立行為等に係る工事を廃止し、又は完了したときは、廃止又は完了の日）から起算して20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面に、規則で定める図書を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 土砂埋立行為の許可年月日及び許可番号
 - (3) 土砂埋立区域の位置及び区域
 - (4) 報告に係る期間
 - (5) 前号の期間中に当該土砂埋立区域に搬入した土砂の数量
 - (6) 搬入元に関する事項その他の規則で定める事項
- 一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第19条

（定期的な報告）

第19条 条例第17条の規定による報告は、土砂埋立行為状況報告書（第13号様式）により行うものとする。

- 2 条例第17条に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。
 - (1) 報告に係る期間の最後の日前1週間以内に撮影した土砂埋立区域の写真
 - (2) その他知事が必要と認める図書
- 3 条例第17条第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 土砂埋立行為の最大たい積時に用いる土砂の数量
 - (2) 当該報告に係る期間の前までに搬入された土砂の数量
 - (3) 土砂の搬入元に関する事項
 - (4) その他知事が必要と認める事項

〔趣旨〕

- 1 本条は、当該土砂埋立行為の進捗状況や土砂の受入残量を把握しておく必要があるため、埋立行為者に土砂の搬入量等を定期的に報告させることとしたものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 報告内容は、土砂埋立行為等に係る工事に着手した日から6月後までの期間、例えば、2月10日に着手した場合には8月9日までの期間の状況について、本条及び規則第19条で規定する事項を当該土砂埋立行為を許可した土木事務所長又は治水事務所長に報告すること

になる。報告の期限は、当該6月を経過した日から起算して20日以内、例えば、先の場合には、8月10日から起算して20日以内、即ち8月29日までに報告することになる。

土砂埋立行為等に係る工事を廃止又は完了した場合の報告は、前回の報告期間以降から完了するまでの期間(着手日から当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止又は完了した場合は、着手から廃止又は完了するまでの期間)の状況について、報告することになる。

この場合の報告期限は、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止又は完了した日から起算して20日以内である。なお、条例第18条又は第19条では土砂埋立行為廃止(完了)届は、廃止又は完了後20日以内に提出することとしているので、廃止又は完了後20日以内に本件報告と廃止(完了)届と併せて提出することになる。

- 2 報告内容のうち「土砂の数量」と「搬入元に関する事項」は、条例第10条第3項に基づく許可条件で求める「土砂の搬入量と搬入元を日々記録し、保管」した資料に基づき作成しなければならない。
- 3 規則第19条第3項第3号の「土砂の搬入元に関する事項」は、許可を受けたものが知りうる搬入元の氏名、工事場所、工事の種類及び土砂の数量又、「その他知事が必要と認める事項」及び「その他知事が必要と認める図書」としては、例えば、施工状況等を確認するために、報告日においてポータブルコーン貫入試験により測定した土砂埋立行為の締固め度について記載させると共に、その測定位置を記載した図面や写真や土砂埋立行為の施工の進捗状況を記載した図書等が考えられる。

条例第18条（土砂埋立行為の廃止等）関係

（土砂埋立行為の廃止等）

第18条 第9条第1項の許可を受けた者は、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止したときは、当該土砂埋立行為等に係る工事を廃止した日から起算して20日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出に係る土砂埋立行為等に係る工事について、土砂の崩壊、流出その他の災害の発生の防止のための措置を講じる必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、土砂の除却その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

一部改正〔平成16年条例30号〕

規則第20条

（廃止及び完了届）

第20条 条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、土砂埋立行為廃止（完了）届（第14号様式）により行うものとする。

〔趣旨〕

- 1 第1項は、土砂埋立行為を行う者が当該土砂埋立行為を廃止した場合には、その事実を確認する必要があるため、届出をさせることを規定したものである。
- 2 一旦、土砂埋立行為に着手した後、当該土砂埋立行為を廃止した場合は、当該土砂埋立行為に伴う災害の発生が生じるおそれがあるため、許可の取り消しと同様に災害発生を防止する措置を取ることを命令できることを第2項で規定したものである。

〔解釈及び運用〕

1 「土砂埋立行為等に係る工事を廃止したとき」とは、土砂埋立行為等に係る工事を取りやめたときに限らず、土砂埋立行為の内容を変更した結果、埋立行為者が第9条第1項各号に定める適用除外に該当するものとなった場合も含まれる。例えば、土砂埋立行為を行う土地の面積を変更して2,000㎡未満となった場合や、土砂を搬入して盛土を行う計画を変更して区域内で切盛りを行う計画に変更した場合等がこれに該当する。この場合は、第11条に基づく変更許可や変更届でなく、本条に基づく廃止届を提出するものである。

また、例えば、当初は都市計画法の開発区域外であったため、この条例に基づく土砂埋立行為の許可を受けたが、開発計画を変更して当該土砂埋立行為を行っている土地を含んで都市計画法の許可を受けた場合等規則別表第1に規定する法令に基づく許可等を受けた場合には、廃止届と併せて規則第9条第2項の土砂埋立行為届の提出も必要である。

2 土砂埋立行為等に係る工事に一旦着手した後、廃止した場合、土砂埋立行為者は第17条の規定に基づき土砂埋立行為状況報告書の届出も併せて行わなければならない。

3 廃止届の届出があった場合には、土木事務所長又は治水事務所長は、他法令の許可を受けることとなった場合を除き土砂の崩壊、流出等による災害の発生を防止する安全対策が講じられているかどうか現地の状況を確認して、不十分な場合には指導を行い、指導に従

わない場合は、条例第18条第2項に基づき命令を行うことができる。

条例第19条（土砂埋立行為の完了）関係

（土砂埋立行為の完了）

第19条 前条第1項の規定は、当該土砂埋立行為等に係る工事を完了したときに準用する。

一部改正〔平成16年条例30号〕

〔趣旨〕

- 1 土砂埋立行為等に係る工事の廃止と同様に土砂埋立行為等に係る工事が完了した場合にも、その事実を確認する必要があるため、前条を準用して届出をさせることとしたものである。
- 2 土砂埋立行為は、これに係る工事も含めて全ての必要な措置が行われていることを土木事務所長又は治水事務所長が確認するまで完了とはならない。
完了届が提出された段階でなお防災措置等を必要とするときは、埋立行為が完了していないものとみなし、条例第25条第2項に基づく命令を行うことができるため、完了届の提出があった場合の防災措置命令の規定は設けていない。

〔解釈及び運用〕

- 1 「土砂埋立行為等に係る工事の完了」とは、土砂埋立行為等に係る工事の全てが許可内容どおり施工された状態のことである。
完了検査等の規定は設けていないが、完了の届出があった場合には、土砂埋立行為等に係る工事が許可内容どおり実施されたことを確認するため、現地調査等を行わなければならない。
- 2 現地確認を行った結果、土砂埋立行為等に係る工事が許可内容どおり実施されていない場合は、許可条件違反として第25条第2項に基づき命令を行うものとする。

第4章 土砂搬入禁止区域

条例第20条（土砂搬入禁止区域の指定）第1項、第2項関係

（土砂搬入禁止区域の指定）

第20条 知事は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、土砂埋立行為が行われている土地の区域（土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域）（2,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の土地の区域で土砂埋立行為を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる土地の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

2 知事は、土砂搬入禁止区域の指定期間が満了する場合において、指定の事由が消滅していないと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域を管轄する市町村長の意見を聴いて、前項の規定により土砂搬入禁止区域を指定することができる。

〔趣旨〕

1 土砂の崩壊や流出を防止するための施設の設置や計画がないまま土砂埋立行為が行われた場合は、土砂の崩壊や流出等による災害発生のおそれが生じ、「県民の生活の安全の確保」というこの条例の目的が達成されないことになる。

このような土砂埋立行為を行っている者に対しては、行為停止等の指導や命令等を行うことになるが、これらの者が指導等に従わず土砂搬入が継続された場合には、土砂の崩壊や流出等による災害発生のおそれがさらに増大し、県民の生命、身体、財産に危害が及ぶおそれが生じることがある。

そこで、この条例では、このような土砂埋立行為が行われている土地における土砂の崩壊や流出等の災害発生を未然に防止し、県民生活の安全を確保するため、現に土砂埋立行為が行われている土地とその周辺の土地に土砂の搬入を禁止する必要があると知事が認めた場合、その区域を「土砂搬入禁止区域」として指定することができることとした。

2 法令等に基づく許可等の効力と同様に、法令に基づき一旦指定された区域は、解除をするまでは原則として無期限に続くこととされている。土砂搬入禁止区域では土砂の搬入を伴わない土地の利用や造成等は認められるものの、土砂搬入禁止区域の指定において期限を設けないとすれば、指定が解除されるまで土砂搬入ができず私権を制限し続けることになるため、この条例では土砂搬入を禁止する期間を6ヶ月として、土地の所有者等の私権に配慮することとした。

3 土砂搬入禁止区域の指定期間が満了した場合には、特に解除の手続きを行わなくても指定は解除される。しかし、指定期間が満了しても、防災措置等が行われず依然として災害が発生するおそれが高い場合や災害発生のおそれが少なくても土砂搬入が再開された場合に災害発生のおそれが高くなる場合などは、指定期間が満了したからといって土砂搬入を認めることは不合理である。

そこで、この条例では指定の事由が消滅していないと認めるときは、第2項で土砂搬入禁止区域を管轄する市町村長の意見を聴いて再度指定できることとした。

- 4 第2項で規定する再指定の場合と異なり、最初に土砂搬入禁止区域を指定する場合には市町村長の意見を聴く機会を設けていない。これは、最初の指定では、直ちに土砂の搬入を禁止して県民の生命等の安全を確保する必要性が高いことから、知事の判断だけで指定できることとしたものである。

これに対し第2項で指定する場合には、既に土砂搬入禁止区域が指定され土砂搬入が停止しており当面の緊急性は高くないこと、再指定した場合には私権の制限が長期間に及ぶことなどから、公正で透明な手続きを確保するためにも、知事の判断だけではなく地域の事情を熟知している市町村長の意見を聴くこととしたものである。

- 5 土砂搬入禁止区域の指定は知事の判断によるものであり、必ずしも市町村長の意見に拘束されるわけではないが、土砂搬入禁止区域の再指定に当たって市町村長の意見を聴く制度を設けた条例の趣旨に鑑みれば、意見の内容に十分配慮する必要がある。

〔解釈及び運用〕

- 1 土砂搬入禁止区域の指定は、特定の者を名あて人として行う停止命令等とは異なり、土地に対する処分であることから、「個人を特定しない対物処分」(『神奈川県行政手続条例運用の手引き』)に該当するため、土砂搬入禁止区域の指定を予定している土地で土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為等に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。)に対して聴聞や弁明の機会の付与を行う必要はない。

- 2 土砂搬入禁止区域の指定後は当該土地への土砂搬入が禁止されることから、当該区域で土砂埋立行為を行っている者や土砂埋立行為に係る工事を請け負っている者等に対して、土砂搬入禁止区域制度の説明を行うとともに、土砂埋立行為の中止等の指導や命令等を行っておくことが望ましい。

また、土砂搬入禁止区域の指定に当たっては、必ずしも土地の所有者や財産管理者等の承諾を必要とするものではないが、土砂搬入禁止区域の指定は、土地所有者等の一定の私権を制限することになるため、事前にこの制度の趣旨を説明し承諾等を得ておくことが望ましい。

なお、土砂搬入禁止区域に指定した場合は、これらの者に対して、第8項の規定により土砂搬入禁止区域の指定後に、その旨を通知することとする。

- 3 次の要件に該当するときは、土砂搬入禁止区域の指定を行うことができる。
 - (1) 土砂埋立行為が行われている土地の区域(土砂埋立行為が一団の区域において行われる場合は、当該一団の区域)の面積が、2,000㎡以上であること
 - (2) 土砂の搬入が継続していること又は将来的に継続されるおそれがあること
 - (3) 土砂の搬入により、県民の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められること
- 4 「人の生命、身体又は財産を害するおそれ」については、個々のケースにより異なるため一律に基準を設けることは難しいことから、土砂埋立行為が行われている地形、周辺の人家の状況、道路の近接性、公共物の有無、土砂埋立行為の状況等を勘案して総合的に判断するものとする。
- 5 土砂搬入禁止区域に指定できる範囲は、土砂埋立行為が実際に行われている区域とその周辺の区域で当該土地の形状等から土砂の崩壊や流出のおそれがある区域である。このうち

周辺の区域については、現地の地形等の状況に応じて範囲が異なるため、一律に範囲を定めることはできないが、土砂搬入禁止区域の指定により一定の私権が制限されることを考慮すれば、可能な限り最小限のものとする必要がある。

- 6 指定の区域の範囲は原則として実測によるものとする。この場合、3(1)の要件を確認するために土砂埋立行為が行われている土地の区域の測量と併せて、あらかじめ指定をする予定区域についても測量を行っておくべきである。
- 7 指定の事由が消滅していないと認めるときは、土砂搬入禁止区域の再指定ができるが、再指定に当たっては、3で述べた要件に該当していなければならない。例えば、将来的に土砂の搬入が継続されるおそれがない場合や土砂の搬出等により土砂埋立行為を行う土地の面積が2,000㎡未満になった場合などは、第2項の再指定はできないと考えられる。
- 8 土砂搬入禁止区域を再指定しない場合、条例上市町村長の意見を聴取する規定は設けておらず、知事の判断だけで再指定するか否かを決定することができるが、再指定しない場合であっても地域の事情を熟知している市町村と十分な調整を行うべきである。
- 9 土砂搬入禁止区域の再指定に当たり、指定した土地が複数の市町村にまたがっているときは、それぞれの市町村長の意見を聴く必要がある。

条例第20条第3項、第4項関係

3 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

4 第1項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。

規則第21条

(土砂搬入禁止区域の公示)

第21条 条例第20条第3項の規定による公示は、県庁前の掲示場に次に掲げる事項を掲示して行うものとする。

- (1) 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の指定の期間
- (3) 土砂搬入禁止区域の指定の理由
- (4) 土砂搬入禁止区域の区域を示す図面

[趣旨]

- 1 土砂搬入禁止区域の指定は、特定の個人を対象としてその区域への土砂の搬入を禁止するものではなく、条例第21条で規定しているように、「何人も」の土砂搬入を禁止するものであるため、土砂搬入禁止区域の指定に当たっては不特定多数の者に対して周知する必要があることから、公示することとした。
- 2 本県の場合、公示の方法として通常「神奈川県公報に登載することにより行って」（神奈川県法務文書課『文書事務の手引』）いるが、土砂搬入禁止区域の指定に当たっては、指定の趣旨から速やかに行う必要があるため、県庁前の掲示板に掲示する方法により公示する

こととした。

〔 解釈及び運用 〕

- 1 「公示」とは、「一定の事柄を周知させるために発表し、公衆がこれを知ることができる状態におくこと」(学陽書房『法令用語小辞典』)であり、文書の形式としては、「条例、規則、告示及び公告」(神奈川県法務文書課『法規事務の手引』)があり、本項に定める公示は、このうち「行政庁が法令の授権に基づき、特定人を相手方とせず不特定多数の者を対象として禁止、免除などの意思表示を行い、一般的に拘束する処分」(『法令用語小辞典』)の告示である。
- 2 神奈川県公報に登載する告示については、神奈川県行政文書管理規程(平成11年神奈川県訓令第1号)第23条第1項第1号に基づき告示番号を付ける必要があるが、本条に基づく公示については、同号に基づく神奈川県告示には該当せず、同項第5号のただし書のうち「これらに類するもの」に該当することから、公示文書の施行に当たっては、告示番号を記載する必要はない。なお、掲示に当たっては神奈川県庁内管理規則第11条第1項により庁舎管理者の許可を受ける必要がある。
- 3 土砂搬入禁止区域の公示の方法、掲示すべき事項については、規則第21条に規定されている。
- 4 実測により土砂搬入禁止区域を指定する場合は、「市××町 番地ほか 筆」とし、「区域」については、第4号の土砂搬入禁止区域の指定範囲を赤の斜線で囲んだ上で、「土砂搬入禁止区域の区域を示す図面」に示す区域とする。実測等に基づき地番の一部を土砂搬入禁止区域として指定する場合、その地番は、「(市××町) 番地のうちの一部」等と記載する。

公図により指定する場合の「位置」は、全ての地番とし、「区域」は、「土砂搬入禁止区域の区域を示す図面」の赤色の斜線に囲まれた部分と記載する。

また、「面積」については、実測に基づき指定する場合には実測面積を、地番で指定する場合には登記簿上の面積の合計を記載する。
- 5 規則第21条第4号の「土砂搬入禁止区域の区域を示す図面」は、実測に基づき指定する場合は実測図を、地番により指定する場合は公図の該当地番を赤線等で囲む方法により表示する。

条例第20条第5項、第6項、第7項関係

- 5 知事は、第1項の指定の準備のため必要がある場合においては、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 知事は、第1項の指定をしたときは、当該職員に他人の所有し、管理し、又は占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

規則第22条

(身分証明書)

第22条 条例第20条第7項に規定する身分を示す証明書は、第15号様式とする。

[趣旨]

- 1 条例第20条第1項の趣旨でも述べたように、土砂搬入禁止区域を指定した場合、土地所有者等の一定の私権を制限するため、指定に当たっては指定の要件の確認や土地の状況等について十分に把握しておく必要がある。このためには、指定を行おうとする土地の所有者等の合意の上で土地に立ち入って測量や調査を行うことが望ましいが、土地の所有者等が立ち入りに反対したときにも強制的に立ち入り等を行う必要がある場合もあるため、第5項の規定を設けたものである。都市計画法第25条(調査のための立入り)、首都圏近郊緑地保全法第6条(指定の準備のための土地の立入り等)等、他法令でも同様の規定が設けられている。
- 2 条例第21条により土砂搬入禁止区域への土砂搬入が禁止され、違反して土砂を搬入した者には罰則が科されることから、指定区域を明示して土砂を搬入しようとする者に対して注意を促すとともに、違反して搬入した場合には違反の事実を確定させる必要がある。このため、第5項と同様の理由から第6項の規定を設けたものである。
- 3 第5項、第6項及び条例第24条の立入調査等については、他人の土地に立ち入るものであり、財産権等を直接侵害する面があることから、土地所有者等の権利が不当に侵害されないよう、権限の行使に当たっては慎重な配慮が求められる。
- 4 土地への立ち入り等については、県職員であれば誰でもできるというのではなく、条例上の権限を有する職員だけがその対象となる事項について権限を行使できる。このため、他人の土地へ立ち入り、調査等を行う者が、条例上の権限があることを明確にするため、第7項で職員の身分証明書の携帯に関する規定を設けたものである。

[解釈及び運用]

- 1 第5項に規定する測量や第6項に規定する明示措置のための立ち入りは、第1項の「この条例の目的を達成するため」に行われるものであることから、立ち入ることができる土地は、指定のために必要最小限度の範囲であることは当然のことである。
- 2 「当該職員」とは、「地方公共団体の職員で地方公共団体の機関から職制上又は特別の委任により一定の行政上の権限を与えられたものを指称する」(学陽書房『法令用語小辞典』)ものである。具体的には、この条例の事務を担当している者を指すものである。
- 3 測量や明示措置の実施を行う場合、土地所有者や財産管理者等への通知については条例上は規定していないが、これらの実施に当たっては、指定地における土地所有者等の一定の私権を制限することになるため、現実に土砂の崩壊等が生じており緊急に立ち入る必要がある場合や所有者等が不明の場合を除き、原則としてこれらの者の承諾を得ておくことが望ましい。また、測量当日、トラブルを避けるため土地所有者等や土砂埋立行為を行っている者等へ通知しておくものとする。
- 4 土砂搬入禁止区域の指定に当たり、その区域を実測で指定する場合には、第4項で区域

図を明らかにしておく必要があるため、第5項で土砂搬入禁止区域の指定前に測量ができることとしている。

- 5 測量の目的は、指定の要件である土砂埋立行為が行われている土地の区域を確定するとともに、土砂搬入禁止区域の指定区域を確定させるものであるため、両方併せて測量するものである。
- 6 第6項の「土砂搬入禁止区域であることを明示する措置」の方法について、条例上は規定していないが、恒久的な工作物を設置することは土地所有者等の所有権を侵害することになるため、土地所有者等の受忍の限度を超えない程度のロープ等の簡易な方法によることとする。
- 7 土砂搬入車両進入防止のための工作物などの設定等簡易な方法によらない措置については、土地所有者等の財産権を侵害することになることから、土砂埋立行為が行われている土地の所有者や財産管理者等の承諾を得た上で設置するものとする。
また、これらの承諾を得られない場合は、進入路に当たっている土地の所有者や公有地等承諾を得られる場所に設置するものとする。
- 8 身分証明書については、趣旨でも述べたように条例上の権限を有する職員を証するものであることから、立入調査等を行う場合は必ず携帯し、土地の所有者、埋立行為者、当該地において工事を施工している者（元請負人や下請人等）、警備員等の関係者に対し身分を明らかにした後、調査等を実施するものとする。

条例第20条第8項関係

- | |
|--|
| <p>8 知事は、第1項の指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を周知させるために必要な措置を講じるものとする。</p> |
|--|

規則第23条

（土砂搬入禁止区域の周知）

第23条 条例第20条第8項の規定による周知は、掲示板への掲示、印刷物の配布、日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

〔趣旨〕

- 1 土砂搬入禁止区域の指定に当たっては、第3項で公示を行うこととしていることから、土地の所有者や運搬者等についても土砂搬入禁止区域が指定されたことを知り得たものと解されるが、土砂搬入禁止区域へ土砂を搬入した場合には罰則が課されることからより広く周知しておく必要があるため、公示以外の方法でも周知することとしたものである。
- 2 指定期間を土地所有者等に通知していること、現地において第6項の明示措置や掲示板等が撤去されること等から、土砂搬入禁止区域を再指定しない場合の周知規定は設けていない。

〔解釈及び運用〕

- 1 周知の方法は規則第23条で規定しているが、これらの方法は例示であって、これらの全

てを行わなければならないということではない。

2 具体的な周知方法としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 土砂搬入禁止区域の見取図等を記載した掲示板の設置
- (2) 市町村や県関係機関等への通知
- (3) 土砂搬入禁止区域の土地の所有者、財産管理者、当該区域の埋立行為者等への通知
- (4) 市町村や県関係機関等への通知
- (5) 土砂搬入禁止区域へ土砂を搬入しようとしているトラックの運転手等への印刷物の配布
- (6) 県のたよりや市町村広報紙への掲載
- (7) 日刊新聞紙への掲載や資料提供

このうち、(1)及び(2)については、必ず、(3)についても、土地の所有者等が不明の場合を除き、必ず行うこととする。(4)以降については必要に応じて行うこととする。

(1)の設置場所については、土砂搬入禁止区域を周知する目的に鑑み、設置場所の土地の所有者や財産管理者等の承諾を得て搬入路等の見やすい場所に設置することとする。

3 第2項の規定により再指定する場合には、再度土地の所有者や市町村等へ通知を行うとともに、看板の指定期間を書き換えるものとする。

再指定しない場合には、看板や明示措置に用いたロープ等を撤去することになるが、土地の所有者等へは、すでに指定期間を通知しているため、改めて解除の通知を行う必要はない。

条例第21条（土砂の搬入の禁止）関係

（土砂の搬入の禁止）

第21条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

【趣旨】

- 1 土砂搬入禁止区域は、前条で述べたように県民生活の安全を確保するために指定するものであるから、当該区域への土砂搬入の行為そのものを禁止する必要があるため、本条の規定を設けたものである。
- 2 土砂搬入行為を禁止する場合、土砂を搬入している者や搬入しようとする者を個々に特定して指導や命令を出すことは困難であるため、この条例では、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（昭和45年法律第137号）と同様に「何人も」と規定して、すべての者に土砂の搬入を禁止したものである。

【解釈及び運用】

- 1 本条では「何人も」土砂の搬入を禁止していることから、埋立行為者や元請負人等が反復継続して行う場合だけでなく、トラックの運転手等が単に1回だけ土砂を搬入した場合にも適用されることになる。
- 2 土砂搬入禁止区域が指定された土地においては、本条の規定により土砂の搬入は認められないが、土砂の搬出や区域内での土砂の移動についてまで禁止しているわけではない。従って、土砂埋立行為を行っている者等が防災措置等を行う場合には、土砂の撤去や区域内での切り盛り等、土砂の搬入を伴わない方法により行うことになる。

条例第22条（土砂搬入禁止区域の解除）関係

（土砂搬入禁止区域の解除）

第22条 知事は、土砂搬入禁止区域の指定の事由が消滅したと認めるときは、速やかに当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

2 第20条第3項及び第4項の規定は、前項の指定の解除について準用する。

規則第24条

（土砂搬入禁止区域の解除の公示）

第24条 条例第22条第2項において準用する条例第20条第3項の規定による公示は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 解除した土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積
- (2) 土砂搬入禁止区域の解除の年月日
- (3) 土砂搬入禁止区域の解除の理由
- (4) 解除した土砂搬入禁止区域を示す図面

〔趣旨〕

- 1 土砂搬入禁止区域の指定期間中であっても、埋立行為者が防災措置を行い災害発生のおそれなくなった場合等、指定の事由が消滅したときにおいても土砂搬入禁止区域の指定を継続し私権を制限することは、合理的ではなく速やかに解除すべきである。このため、土砂搬入禁止区域の指定期間が満了する前であっても指定の事由が消滅したと認めた場合には、指定を解除する規定を設けたものである。
- 2 本条の規定を適用して指定期間が満了する前に解除する場合は、公示した指定期間を変更することになるため広く一般に周知する必要があることから、条例第20条第3項を準用して公示することとした。

〔解釈及び運用〕

- 1 指定の事由の消滅については、条例第20条第1項、第2項関係の〔解釈及び運用〕3と同じである。
- 2 土砂搬入禁止区域を解除する場合、市町村長の意見を聴取する規定は設けていないが、解除に当たっては、再指定しない場合と同様、地域の事情を熟知している市町村と事前に調整を行っておくべきである。
- 3 指定の解除は、指定の公示書を撤去するとともに、指定解除の公示書を神奈川県庁の掲示板に掲示することにより効力が発生する。また、現地において行ったロープ等の明示措置や周知のための看板等を撤去するものとする。
- 4 解除した場合の周知については、現場における明示措置や周知の看板等の撤去により周知されると考えられるため特段の規定は置いていないが、既に通知している指定期間前であることから土地の所有者や市町村等へは通知するものとする。

第5章 雑 則

条例第23条（報告の徴収）関係

（報告の徴収）

第23条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。次条において同じ。）に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

〔趣旨〕

- 1 条例を適正に執行するためには、事実の確認や情報等の収集を行い、行為の内容を十分に把握しておく必要があることから、元請負人や埋立行為者等に対して報告や資料の提出を求めることができることとしたものである。
- 2 報告等の徴収義務は、義務づけられる側からみれば権利や自由の制限になることから、その根拠を示すため本条を規定したものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 本条に基づく資料や報告の要求は、第4条の処理計画書等の提出者や第9条の許可を受けた者だけでなく、条例違反をしている者やその違反の疑いがある者に対してできる。
具体的には、土砂の搬出においては元請負人やストックヤードの埋立行為者に対しては土砂の搬出についての報告や資料の提出を求めることができるが、発注者や建設工事の下請人等に対してはできない。
また、土砂埋立行為においては埋立行為者及び元請負人やその下請人に対しては、土砂埋立行為についての報告や資料の提出を求めることはできるが、トラックの運転手や土砂搬入の契約先等に対してはできない。土砂搬入の契約先が元請負人やストックヤードの埋立行為者であった場合には、土砂の搬出の場合を適用して搬出先についての報告や資料の提出を求めることとなる。
なお、建設工事の下請人やトラックの運転手に対しては、報告や資料の提出を求めることはできないが、次条の規定により立入調査時に質問を行うことはできる。
- 2 報告や資料の提出を求めることができる範囲は、「この条例の施行に必要な限度」に限られる。例えば、建設工事の規模等からみて処理計画書の提出が必要であるにもかかわらず未提出の場合、元請負人に対して未提出の理由の報告や設計書に基づく土量計算書等の提出を求めたり、この条例の許可を受けずに土砂埋立行為を行った場合、埋立行為者やその元請負人等に対して土砂埋立行為の計画や設計図等の提出を求めることは、この条例の施行に必要な範囲であるが、土砂埋立行為を行った後の建築物の計画などは、この条例の施行に必要な情報とはいえないことから、報告や資料の提出を求められた者が任意に協力する場合を除き、この条文を根拠として報告や資料の提出を求めることはできない。
- 3 元請負人や埋立行為者に対して報告や資料の提出を求めたが、未提出の場合や不十分の場合には、次条に基づく立入検査を行い事実関係を調査する。
- 4 土木事務所長又は治水事務所長が報告書を徴収する場合は、事務決裁規程第12条に規定

する所長の専決事項「17 報告の徴収、立入検査等」として処理することとなる。

(参考) 神奈川県事務決裁規程(抜粋)

昭和35年7月23日

訓令第17号

(所長等の専決)

第12条 所長は、別表第3及び別表第4に定める事務を専決するものとする。

2 副所長、出先機関の次長及び支所長は、別表第3に定める事務(副所長にあっては、別表第4において副所長専決事項として定める事務を含む。)を専決することができる。

3 出先機関の部長(地域県政総合センター部長を除く。)は、項の規定により副所長が専決できる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 軽易な通知、催告、申請、送付、届出、報告、照会、回答、依頼、返還及び返納に関すること。
- (2) 軽易な文書の受理、還付及び補正をすること。
- (3) 軽易な証明に関すること。
- (4) 軽易な統計、資料等の作成及び収集に関すること。

別表第3(第12条、第13条関係)

区分	所長 専決事項	副所長 専決事項	出先機関の次長 専決事項
17 報告の 徴収、立 入検査等	報告、資料等の徴収、 立入検査、土地立入り、 実地調査等に関するこ と。	報告、資料等の徴収 に関すること。	

条例第24条（立入検査）関係

（立入検査）

第24条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に元請負人又は土砂埋立行為を行った者若しくは土砂埋立行為に係る工事を請け負った者の事務所、土砂埋立区域その他その業務を行う場所に立ち入り、工事その他の行為の状況、施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 第20条第7項の規定は、前項の規定により立入検査をする職員について準用する。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、前条と同様に条例を適正に執行するために立入検査ができる根拠を規定したものである。
- 2 監督処分 of 違反者に対しては罰則が課されることから、監督処分を行う必要のある事実の有無について、あらかじめ調査をすることが必要である。そのため、監督処分の対象となる行為の状況や書類等を調査することが必要な場合には、これらの場所や事務所に立入検査を行うことができることとした。これにより、土地の所有者等の了解を得て立ち入ることはもちろん、これらの者の了解がない場合でも、この条例の施行に必要な権限を行使するために強制的に立入検査を行うことができるものである。
- 3 立入検査については、他人の土地や事務所等に強制的に立ち入るものであることから、財産権やプライバシー等の権利等を侵害しないよう、権限の行使に当たっては前条以上に特に慎重な配慮が求められる。
そのため、この立入検査が「この条例の施行に必要な限度において」「当該職員」により行われることを明確にするため、条例第20条第7項の規定を準用して、立入検査を行う際の身分証明書の携帯と関係人への提示を義務づけた。
- 4 第3項の規定は、立入検査の権限が「行政監督上のものであって、憲法第35条に規定する犯罪捜査のためのものではないことを確認」（『法規事務の手引』）し、権限の限界をはっきりさせるためのものであり、通常付されているものである。

〔解釈及び運用〕

- 1 前条では報告の徴収が元請負人やその下請人、埋立行為者に限定されているのに対し、立入検査ではこれらの者に加え関係人にも質問ができることとしている。この場合の「関係人」とは、立入検査を受ける者だけでなく、その代理人、使用人や従業者、トラックの運転手等、建設工事の現場や土砂埋立区域において土砂の適正処理を推進する上で関係がある者のことを指すものである。
- 2 立入検査は、行政処分を行うことを目的とする場合だけでなく、広く土砂の適正処理の推進に関する指導監督を行うことを目的とする場合にも行うことができるものと考えられるが、いずれの場合も立入検査の実施に当たっては、趣旨でも述べたように慎重な配慮が求められる。
- 3 立入検査の実施に当たっては、土地の所有者や埋立行為者に対して通知を行わなくても

できるが、これらの者や土砂埋立行為の工事を施工している者やトラックの運転手等との無用のトラブルを避けるためにも、違反の事実を確認するための測量等を行う場合には、土地の所有者や埋立行為者等に対して実施日等を通知しておくことが望ましい。

- 4 「帳簿、書類その他の物件」については、条例の施行に必要なため検査できるが、これらの押収は、条例の施行に必要な限度を超えると考えられるためできない。これらの書類等が条例の施行上必要な場合は、前条の規定に基づき資料として提出を求めることになる。
- 5 「この条例の施行に必要な」な場合とは、次のような場合等が考えられる。
 - (1) 条例第4条や第5条等に違反して処理計画書等を提出していないおそれがあるとき
 - (2) 条例第4条の処理計画書や第5条の変更届等の内容が虚偽であるおそれがあるとき
 - (3) 条例第9条に違反して土砂埋立行為を行っているおそれがあるとき
 - (4) 土砂埋立行為等に係る工事の施工中又は施行後、許可の内容どおり土砂埋立行為等に係る工事が施行されていることを確認しようとするとき
 - (5) 土砂埋立行為等に係る工事の未着手や工事中断等により、許可を取り消そうとするとき
 - (6) 命令等の監督処分どおり工事が施工されていることを確認しようとするとき
- 6 上記の措置は、この条例の施行に必要な「限度において」実施すべきものであるため、第17条の定期報告や前条の報告等により事実の確認ができない場合に限り行使すべきものではない。
- 7 前条と同様に、立入検査ができる範囲は、「この条例の施行に必要な限度」に限られ、明らかにこの条例の届出や許可を必要としない場合には、立入検査を行うことはできない。
- 8 土木事務所長又は治水事務所長が立入検査を実施する場合は、事務決裁規程第12条に規定する所長の専決事項「17 報告の徴収、立入検査等」として処理することとなる。

条例第25条（命令）関係

（命令）

第25条 知事は、第9条第1項又は第11条第1項の許可を受けずに土砂埋立行為を行った者又は当該土砂埋立行為に係る工事を請け負った者（請負工事の下請人を含む。）に対し、当該土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、土砂の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前項の規定は、第10条第3項（第11条第5項において準用する場合を含む。）の条件に違反している者について準用する。

一部改正〔平成16年条例30号〕

〔趣旨〕

- 1 この条例の実効性を確保するため、条例に基づく許可（変更許可を含む。）を受けずに土砂埋立行為を行った場合は、土砂埋立行為の停止命令等の監督処分ができることとしたものである。このような違反があった場合には、土砂埋立行為の停止を命じ、違反行為の継続や違反行為地の拡大を防止するとともに、土砂の除却等の必要な措置を命じて違反状態を是正させるものである。
- 2 第2項では、条例第10条第3項に基づき付した許可条件に違反した場合も、許可を受けずに土砂埋立行為を行ったものとして、上記と同様の扱いとしたものである。
- 3 この命令は、土砂埋立行為を行っている者だけではなく当該土砂埋立行為に係る工事の請負者（請負工事の下請人を含む。）に対してもできるものとして、命令の実効性を確保することとした。

〔解釈及び運用〕

- 1 本条の規定に該当すれば知事は命令を行うことができるが、命令を行うか否かの判断は、知事の裁量に委ねている。この判断基準について、神奈川県行政手続条例では、不利益処分を行う際には具体的な処分基準を定め、公にしておくよう努めなければならないとされている（同条例第12条）が、命令の内容については個々の事案ごとに異なるため、判断基準を統一して定めておくことは難しい。また、このような基準を公にした場合には、基準の許される極限まで行為を継続させ、かえって脱法行為を助長させるおそれがあること等から、この条例では処分基準を定めていない。
- 2 この規定により命令を行う場合は、神奈川県行政手続条例第14条第1項の規定により名あて人に対して当該命令を行った理由を示さなければならない。
- 3 この規定に基づき命令しようとする場合は、当該命令が神奈川県行政手続条例の不利益処分に該当するため、命令する前に同条例第13条第1項の規定に基づく意見陳述（聴聞又は弁明の機会の付与）のための手続を執らなければならない。

なお、同条例第13条第2項において、「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」ため、「意見陳述のための手続を執ることができないとき」は、この意見陳述のための手続を省略し、命令することができることとなっている。

このことから、土砂の崩壊、流出などにより人の生命、身体又は財産等に危害が生じて

いるか、害するおそれがあり、かつ、不利益処分の時期が遅れることによって、土砂の崩壊、流出などの被害の拡大が予測され、公益が損なわれることが予測される場合など、公益上、短時日の間に命令する必要があると判断される場合には、意見陳述のための手続を省略し、命令することができる。

手続を省略する際の注意点として、違反行為に対して直ちに不利益処分の手続に入らず、自主的な改善を求めるにとどめる場合、自主的な改善を期待し過ぎた結果、命令しようとする段階で不利益処分の名あて人の意見陳述のための手続を執る時間的余裕がなくならないよう心がけねばならない。

- 4 本条に基づき命令を出す場合において、当該土砂埋立行為が他法令にも違反している場合には、弁明の機会の付与を合同で行うとともに、あらかじめ命令の内容や命令を行う時期等について当該法令所管課と協議し、統一した対応ができるようにしておくことが望ましい。なお、1 ha以上の開発行為で土地利用調整条例違反に係る場合の法令間の統一的な対応については、「神奈川県土地利用調整条例施行に関する取り扱いについて」（平成8年8月20日第117回神奈川県土地利用調整委員会幹事会決定）において、具体的な手続や関係機関との連携について実務的な整理が行われている。

（参考） 神奈川県土地利用調整条例施行に関する取り扱いについて（抜粋）

平成8年8月20日第117回
土地利用調整委員会幹事会決定

3 条例違反行為等への対応について

(1) 条例上の手続に違反した場合

ア 事業者が知事への協議を行うことなく開発行為等に着手した場合又は審査結果通知書の交付を受ける前に開発行為に着手した場合には、その事実を発見し、又はその通報を受けた関係機関（企画総務室、各地区行政センター、関係室課所、市町村等）は、相互に連絡調整を行い、事業者又は関係者（施工業者等）から事情を聴取するとともに、現地の立入調査等を実施し、条例及び関係法令上の違反の事実を確認するものとする。

イ 条例上の違反及び個別法上の違反が確認できた場合、関係機関は、事業者及び関係者に対し、工事の停止及び原状復元、安全対策等の必要な措置をとるよう口頭又は文書（指示書等の軽易な文書）により指導するものとする。

ウ 事業者及び関係者がイの指導に従わない場合、関係機関は、相互に連絡調整の上、条例又は法律上監督処分権限を有する者の名による文書（勧告書）を交付し、一定の期限までに工事の停止及び必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。なお、この文書には、勧告に従わない場合には命令等の処分を行うことを付記するものとする。

エ 事業者及び関係者がウの指導にも従わない場合、関係機関は、相互に連絡調整のうえ、各条例又は法律上の基準に従って命令等の処分を行うものとする。この場合、処分の時期、処分の内容については整合性を図り、統一的な対応を確保するものとする。

（注） 文中の「条例」とは、神奈川県土地利用調整条例（平成8年神奈川県条例第10号）であ

る。なお、平成11年の県機構改革により、土地利用調整条例の所管は企画総務室から土地水資源対策課へ変更した。

- 5 「土砂の除却その他必要な措置」としては、土砂の搬出による原状回復や土砂埋立行為に用いた土砂の流出防止などの防災措置等が考えられるが、この条文に基づき出す命令の相手先が無許可で土砂埋立行為を行った者であることを考慮すれば、これらの措置を行わせる場合でも、土砂の搬入を伴わない方法により行わせるものとする。
- 6 本条に基づき命令を行っても相手方がその命令に従わないときであって、「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」（行政代執行法第2条）は、行政代執行法に基づき代執行の手続きをとることになる。

条例第26条（土地所有者等の土地の適正な管理等）関係

（土地所有者等の土地の適正な管理等）

第26条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、当該土地において土砂埋立行為が行われることにより、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生することがないように適正な管理に努めなければならない。

2 知事は、土砂埋立行為が行われることにより、土砂の崩壊、流出その他の災害が発生するおそれがあると認めるときは、土地所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

【趣旨】

- 1 この条例の目的は、土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊や流出等の災害発生を防止し、県民生活の安全を確保することであることから、条例第8条で埋立行為者に対して土砂埋立行為に伴う措置についての義務規定を置いているが、土地の所有者等も土地の維持管理が十分に行われていない場合には民事上の損害賠償責任が生じるとされていることから、所有者等による土地の適正な管理の実施により、災害の発生を防止するため本条の規定を設けたものである。
- 2 土地の管理責任は所有者等にあると考えられるが、土地の所有者等が土砂埋立行為に伴う土砂の崩壊、流出等の災害発生について専門的な知識を有しているとは必ずしもいえないことから、災害発生のおそれがあると認めるときは、これらの災害発生を未然に防止するため、土地の所有者等に対して必要な指導や助言を行うことができることとしたものである。
- 3 土地の管理方法については様々な方法があることから、具体的な管理方法については土地の所有者等の判断に委ね、本条では土地の所有者等の一般的な努力義務のみを規定することとした。

【解釈及び運用】

- 1 「土地の適正管理」とは、例えば、土砂の不法投棄が行われないよう定期的な自己所有地の見回りの実施、白紙委任ではなく土砂埋立行為の完成図等の確認後の土地の使用承諾、契約の相手方に対する法令遵守の要請、さらに、契約後には、承諾した土砂埋立行為が適正に履行されているかの確認、契約等とは異なる土砂埋立行為が行われていた場合、所有権等に基づく適正な工事施行の要請等を想定している。
- 2 「必要な指導又は助言」とは、所有地への車両進入防止柵の設置、埋立行為者に対する占有の解除と土地への立入禁止処分等を求める仮処分申請等の法的措置の実施等の助言や埋立行為者が防災措置を行わない場合の所有者による防災措置等の実施等の指導等が考えられる。
- 3 これらの指導、助言はあくまでも所有者等の任意の協力に基づき実現されるものであることに留意しなければならない。
- 4 土砂埋立行為においては、埋立行為完了後に土地に定着する工作物が設置されることも想定される。これらの工作物は所有権に基づく民事上の管理責任が土地の所有者等にあるので「土地の適正管理責任」にはこれらの工作物の管理責任も含まれるものと解する。

なお、埋立行為を行っている間も、当然、工作物の設置は考えられる。これら工作物を含めた「土地の適正管理責任」は、まず、占有者（埋立行為者）にあると解するところであるが、土地の所有者が占有者（埋立行為者）に「土地の適正管理」を要請等することを想定している。

条例第27条（公表）関係

（公表）

第27条 知事は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名、違反の事実その他の規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第6条の勧告に従わなかった者
- (2) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者

規則第25条

（公表）

第25条 条例第27条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第6条の勧告に従わなかった者又は条例第9条第1項若しくは第11条の規定に違反して土砂埋立行為を行った者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 勧告の内容又は違反の事実
 - (3) その他知事が必要と認める事項
- 2 条例第27条の規定による公表は、神奈川県公報による公告、日刊新聞紙への掲載その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

【趣旨】

- 1 本条は、勧告制度等の実効性を確保するとともに、地域住民、建設工事の発注者や元請負人等に情報を提供して無許可の土砂埋立行為の防止と当該地への土砂の搬入等を防止し、土砂の適正処理を推進させるために規定を設けたものである。
- 2 氏名等の公表については、神奈川県行政手続条例第30条では、「目的が県民への情報提供や行政指導の実効性の確保である場合は、本条の不利益処分に当たらない」（『神奈川県行政手続条例の運用の手引き』）としつつ、透明な行政手続の確保の点から「事実の公表は、経済的損失等、相手方に与える影響が非常に大きい場合もあるため、その手続を厳格にし、個別の条例で定めた場合に限って認める」（『神奈川県行政手続条例の運用の手引き』）としており、各条例で根拠規定をおくことを求めていることから、本条の規定を設けたものである。
- 3 第1号の勧告に従わなかった者の公表は、罰則規定に代わる措置としておいたものであり、勧告の実効性を確保するとともに、建設工事の発注者や地域住民等に必要な情報を提供するために定めたものである。
また、第2号の第9条第1項又は第11条の違反者の公表については、罰則等に加えて主として地域住民や建設工事の元請負人等に対して情報提供を行うために設けたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「必要があると認めるとき」とは、公表を行う目的から土砂を適正に処理させるために必要であるか、地域住民、建設工事の発注者や元請負人等に情報を提供し、無許可の土砂埋

立行為の防止と当該地への土砂の搬入等を防止する必要がある場合をいう。

例えば、無許可の土砂埋立行為を行っており、現に建設工事の元請負人等が土砂搬入を継続している場合には、建設工事の元請負人等に対して条例違反地であることを周知し、違反状態の拡大やトラブルを防止するために公表の必要性は高いが、県の指導に従って土砂の搬入を停止し、土砂の撤去や土砂流出防止施設が措置されるなど災害発生の防止措置が行われる場合には、土砂の適正処理を推進させる点で公表の必要性は必ずしも高いとはいえないと考えられる。

- 2 公表の方法については、規則第25条第2項に規定されている。これらの方法は、規則第23条と同様にいずれも例示であり、これらのすべてを行わなければならないわけではないが、少なくとも神奈川県公報への公告は必ず行うほか、それ以外の適当な方法、例えば、現地掲示板の設置や新聞等のマスコミに対する記者発表資料の提供等を行うことが望ましい。
- 3 この条例では規定していないが、本条に基づく公表後、当該公表の事実が是正された場合には、「事実の公表方法と同程度の方法により、その是正の事実を明らかにする必要がある」（『神奈川県行政手続条例の運用の手引』）とされていることから、公表した事実が是正された場合は、上記で述べた方法等によりその事実を公表するものとする。

条例第28条（市町村条例との関係）関係

（市町村条例との関係）

第28条 この条例の規定は、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、土砂の適正な処理を推進するため、この条例で定める事項以外の事項に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

2 市町村が土砂の適正な処理を推進するために制定する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、当該市町村の条例に規定する事項に該当するものとして知事が指定する章の規定は、当該市町村の区域には、適用しない。

3 前項の知事の認定及び指定は、神奈川県公報により行う。

【趣旨】

1 この条例は、土砂の発生段階と最終処理段階において土砂を適正に処理するために必要な事項を定めているが、市町村がその地域事情により、この条例とは別に独自の条例を制定し土砂の適正処理を進めることは、地方自治を尊重する観点からも望ましいことである。

現に、この条例を制定した平成11年3月現在、すでに県内の18市町で土砂等による土地への埋立て、盛土等を許可制（1町は協議制）とする条例を制定しており、県条例と市町村条例の関係について整理を行う必要があることから本条の規定を設けたものである。

2 土砂の適正処理を行わせる方法については、この条例による規制以外にも様々な方法があることから、市町村がその地域事情にあわせて土砂の適正処理を推進させる方法を採用することは認められるべきである。このため、この条例が定めていない事項について市町村が条例を制定することを妨げないこととし、市町村がそれぞれの地域事情にあわせた条例を制定し規制することができることを明らかにしたものである。

3 この条例が規定している事項について、市町村が地域の事情に応じて独自の手法や基準等による条例を制定した場合、土砂の適正処理の推進というこの条例の目的が担保されるならば、県条例と市町村条例で二重の規制を行う必要はない。

すでに県内の18市町で条例が制定されていることを踏まえるとともに、地方自治を尊重する観点から、市町村がその条例に基づいて土砂の適正処理を推進させる場合には、市町村の取り組みを支援するため、土砂の適正な処理を推進する上で支障がないときに限り県条例の適用を除外することとした。

【解釈及び運用】

1 「この条例で定める事項以外の事項」とは、県条例で定めていない事項、例えば、2,000㎡未満の土砂埋立行為に対する規制、搬入土による土壌汚染を防止するための定期的な土質検査や水質検査の義務付け、土砂埋立行為を行う前の地域住民への説明会の実施、土砂埋立行為を行う土地の環境調査の実施等について市町村条例で規制することは認められるが、市町村条例の目的が県条例と同じ場合、県条例で定めている事項について市町村条例で規制を行うことはできない。県条例が許可の対象としている2,000㎡以上の土砂埋立行為を市町村条例の対象としたい場合や土砂の搬出を許可制としたい場合には、第2項により県条例の適

用を除外することが必要である。

なお、条例の目的が異なる場合、例えば、千葉県条例のように、土砂等による土壌の汚染を防止することを目的とする場合や松田町条例のように町づくりを推進する上で市町村長との協議を義務づけているような場合は、第2項の手続を行うことなく2,000㎡以上の土砂埋立行為について規制することは可能である。

- 2 この条例を適用しないこととするためには、市町村条例が「土砂の適正な処理を推進するために制定」されたものであることが必要である。

「土砂の適正な処理を推進するために制定」されたものとは、土砂の搬出、搬入、埋立て等について必要な事項を定めていることである。土砂埋立行為を許可制としている県内の市町村条例は、埋立て等について必要な手続や基準が定められているのでこれに該当するが、単に土砂埋立行為を行う際に市町村長や地域住民との協議を義務づけたものは該当しない。

- 3 また、市町村条例の内容が「この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるもの」であることが必要である。

「この条例の趣旨に則したものである」か否かについては、この条例と市町村条例のそれぞれの該当規定が目的を同じにしていることが必要である。即ち、市町村条例が少なくとも災害発生の防止を目的とし、許可制を採用していることが必要である。

「この条例と同等以上の効果が期待できるもの」か否かについては、それぞれの条例の規制等の対象、手段、基準等を総合的に比較して判断することとする。例えば、県条例が許可不要としている規則別表第1の法令の許可等以外について、市町村条例で許可不要としていた場合には、同等以上の効果は望めないことから、許可不要の対象についても県条例と同等か、それ以上の規制が行われていることが必要である。

これらの要件の認定に当たっては、県条例と市町村条例の個々の規定にこだわるものではなく、市町村自治の尊重の趣旨から市町村条例が実質的に要件を満足しているかどうかを検討して総合的に判断すべきものである。

- 4 この条例の不適用は章を単位として行うが、これは市町村が条例で一つのまとまった規制等の体系を整えた場合に初めて当該市町村の条例に該当範囲の規制等の措置を委ねたものである。また、規制を受ける側にとって、条例の適用関係が複雑にならないように配慮したものである。

- 5 この条例の適用をしないこととする手続は、知事が認定する市町村条例と指定する章を神奈川県公報に公示することにより行う。なお、この認定については、知事の独自の判断でできるものであるが、それぞれの市町村の考え方も異なることから、認定に当たっては市町村長と協議を行うこととしている。

条例第29条（委任）関係

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔趣旨〕

- 1 この条例に定めている各事項の細目や手続等について、規則で定める根拠を示したものである。施行規則では、この規定を受けて土木事務所長又は治水事務所長への事務の委任（規則第1条）や申請書の提出部数（規則第26条）の規定をおいている。
- 2 標準処理期間については、本条の規定を受けて規則で定める方法もあるが、この条例では「許認可等事務の標準処理期間に関する規程」（平成6年神奈川県訓令第24号）において条例第9条第1項の規定に基づく許可の申請等についての標準的な処理期間を定めている。

規則第1条

（事務の委任）

第1条 神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年神奈川県条例第3号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、土木事務所長及び治水事務所長（建設工場の区域又は土砂埋立区域をその所管区域に含む土木事務所又は治水事務所が2以上ある場合にあっては、当該区域を最も広くその所管区域に含む土木事務所長又は治水事務所長）に委任する。

- （1） 条例第4条第1項及び第2項の規定により、処理計画の届出を受理すること。
- （2） 条例第5条第1項及び第2項（同条第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、処理計画の変更の届出を受理すること。
- （3） 条例第5条第3項の規定により、土砂の搬出に係る届出を受理すること。
- （4） 条例第6条の規定により、必要な措置を講ずるよう勧告すること。
- （5） 条例第7条の規定により、土砂の搬出の完了及び廃止の届出を受理すること。
- （6） 条例第9条第1項の規定により、土砂埋立行為の許可をすること。
- （7） 条例第9条第1項第8号の規定により、土砂埋立行為の届出を受理すること。
- （8） 条例第11条第1項の規定により、土砂埋立行為の変更の許可をすること。
- （9） 条例第11条第3項及び第4項の規定により、土砂埋立行為の変更の届出を受理すること。
- （10） 条例第12条第1項の規定により、条例第9条第1項の許可に基づく地位の承継を承認すること。
- （11） 条例第13条第1項及び第2項の規定により、土砂埋立行為の許可及び変更の許可を取り消すこと。
- （12） 条例第13条第3項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。
- （13） 条例第16条の規定により、土砂埋立行為等に係る工事の着手の届出を受理すること。
- （14） 条例第17条の規定により、定期的な報告を受理すること。
- （15） 条例第18条第1項（条例第19条において準用する場合を含む。）の規定により、土

砂埋立行為等に係る工事の廃止（条例第19条において準用する場合にあっては 完了）の届出を受理すること。

(16) 条例第18条第2項の規定により、必要な措置を講ずるよう命ずること。

(17) 条例第25条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、土砂埋立行為その他の行為の停止を命じ、及び必要な措置をとるべきことを命ずること。

(18) 条例第26条第2項の規定により、土地の所有者等に対し必要な指導及び助言を行うこと。

一部改正〔平成16年48号〕

【趣旨】

1 この条例に基づく事務のうち、届出の收受や許可に関する事務については、

- (1) 処理計画書の提出義務があるか否かについては、開発許可や建築確認等、土砂の掘削を伴う工事の許認可の相談や申請の時点で判明することが多いこと
- (2) 許認可事務を取り扱っている市町村や土木事務所内での連携が容易なこと
- (3) 現地調査が容易で、元請負人や埋立行為者に対するきめ細かい指導が行いやすいこと
- (4) 処理計画に関する勧告が迅速に行えること
- (5) 申請者にとっても現場に近く便利であること
- (6) 違反現場に近い方が情報収集や市町村との連携等が図りやすく、違反に迅速に対応できること

等の理由から、建設工事や土砂埋立区域を管轄する土木事務所長又は治水事務所長に委任した。

2 規則第1条で委任していない事務、例えば、公共的団体の承認、公表、土砂搬入禁止区域の指定等については、知事が行うものである。

【解釈及び運用】

1 土木事務所長又は治水事務所長に委任する事務は次のとおりである。

（処理計画関係）

- ・処理計画の届出の受理（条例第4条第1項、第2項）
- ・処理計画変更の届出の受理（条例第5条第1項、第2項、第4項）
- ・処理計画補完書の届出の受理（条例第5条第3項）
- ・処理計画の変更勧告（条例第6条）
- ・処理結果（廃止）等報告書の届出の受理（第7条）

（土砂埋立行為の許可関係）

- ・土砂埋立行為の許可（条例第9条第1項）
- ・土砂埋立行為届の受理（条例第9条第1項第8号）
- ・土砂埋立行為の変更許可（条例第11条第1項）
- ・土砂埋立行為変更届の受理（条例第11条第3項、第4項）
- ・土砂埋立行為の地位の承継の承認（条例第12条第1項）
- ・土砂埋立行為の許可の取消（条例第13条第1項、第2項）

- ・土砂埋立行為の着手の届出の受理（条例第16条）
- ・土砂埋立行為状況報告の受理（条例第17条）
- ・土砂埋立行為廃止（完了）の届出の受理（条例第18条、第19条）

（命令関係）

- ・措置命令（条例第13条第3項、第18条第2項、第25条第1項、第2項）

（土地所有者等の土地の適正管理等関係）

- ・土地所有者等に対する指導、助言（条例第26条第2項）

2 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する工事の認定（規則第4条第1項第2号）については、本来認定が行われなければ処理計画書の提出が必要であり、処理計画書の届出を不要とするために行うものであることから、土木事務所長又は治水事務所長が認定することとしている。（第4条第1項関係の〔解釈及び運用〕12参照）

3 知事が取り扱う事務は、次のとおりである。

- ・公共的団体の承認（規則第5条第1項第17号）
- ・土砂搬入禁止区域の指定及び解除（条例第20条第1項、第22条）
- ・公表措置（条例第27条）
- ・市町村条例の認定及び適用しない章の指定（条例第28条第2項）

4 条例第23条（報告書の徴収）及び第24条（立入検査）は、土木事務所長又は治水事務所長への委任事項としていない。これは、知事が自ら条例第20条（土砂搬入禁止区域の指定）等の行政処分を実施する場合に報告の徴収や立入検査等を想定しているためであり、土木事務所長又は治水事務所長の権限行使を妨げるものではない。

なお、土木事務所長又は治水事務所長がこれらの権限を行使する場合は、事務決裁規程第12条に規定する所長の専決事項「17 報告の徴収、立入検査等」として処理することとなる。

規則第26条

（届出書等の提出部数等）

第26条 条例及びこの規則の規定により提出する申請書、届出書その他の図書の部数は、正本1通及びその写し1通とする。

〔趣旨〕

1 条例の届け出や申請に係る書類や図書は、正本1部とその写し1部の計2部提出させることとした。正本の写しについては、後日又は收受後に申請者等へ返却することになる。

〔解釈及び運用〕

1 届出については、收受印の押印後届出者に返却する。また、許可申請書等については、許可書等に添付することとする。

第6章 罰則

条例第30条～第35条（罰則）関係

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項又は第11条第1項の規定に違反して土砂埋立行為を行った者
- (2) 第25条第1項の命令に違反した者

第31条 第13条第3項、第18条第2項又は第25条第2項において準用する同条第1項の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第32条 第21条の規定に違反して土砂を搬入した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項若しくは第2項又は第5条第3項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (3) 第17条又は第23条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第24条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、又は虚偽の答弁をした者

第34条 第5条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は第7条の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

- 1 この条例の実効性を担保するため、各条の規定に違反した者に対して罰則を科すことを規定したものである。
- 2 法定刑については、処理の実態が酷似している廃棄物を規制している廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）や住居系地域での悪臭、騒音等を規制している神奈川県生活環境の保全等に関する条例を参考にするとともに、本県における深刻な土砂の不適正な埋立てや投棄の実態をふまえ、このような安全性等を考慮せずに行われる土砂埋立行為から県民生活の安全を確保するため、地方自治法で許容されている限度（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の罰則を上限として採用することとし、懲役刑と罰金刑との間の均衡、罰則の各段階間の均衡を考慮して量刑を定めた。
- 3 条例第30条から第34条までの規定では、違反者たる自然人だけを対象に罰則を科すこととしているが、これだけではその違反によって利益を受けた法人に対して何らの制裁も加えることができず、社会的にも不公正であり、この条例を制定した趣旨を著しく損ねてしまう。そのため、この条例では、違反者だけではなく違反者と一定の関係にある法人等に対しても罰則を科す両罰規定を条例第35条で規定することとした。

[解釈及び運用]

1 各条ごとに罰則を整理すると次のとおりである。

(1) 第30条関係（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

無許可埋立て（第9条第1項）

無許可変更（第11条第1項）

無許可埋立に対する措置命令違反（第25条第1項）

無許可で土砂埋立行為を行った場合や無許可で区域を拡大するなどの変更を行った場合は、直ちに条例第30条第1号に該当することとして罰則が適用される。

さらに、このような者に対して土砂埋立行為の停止や土砂の撤去等の命令を行ったにもかかわらずこれらの者が命令に従わない場合には、第2号が適用される。地方自治法の限度を や に適用したため、典型的に が や よりも悪質であるにもかかわらず同等の量刑とした。

(2) 第31条関係（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

許可を取り消された者に対する措置命令違反（第13条第3項）

土砂埋立行為を廃止した者に対する措置命令違反（第18条第2項）

許可条件違反者に対する措置命令違反（第25条第2項）

(3) 第32条関係（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

土砂搬入禁止区域への土砂搬入（第21条）

(4) 第33条関係（50万円以下の罰金）

処理計画の未届出、虚偽の届出（第4条第1項、第2項）

処理計画補完書の未届出、虚偽の届出（第5条第3項）

標識未設置（第15条第1項）

土砂埋立行為状況報告書の未提出、虚偽の報告（第17条）

報告未提出、虚偽（第23条）

立入検査の拒否、妨害、忌避、虚偽答弁（第24条第1項）

処理計画書の未提出に対しては罰則があるが、処理計画書を提出した場合には、虚偽の届出を除き、条例第6条の勧告及び第27条の公表措置があるだけで、罰則はない。

(5) 第34条関係（30万円以下の罰金）

処理計画変更届の未届出、虚偽の届出（第5条第1項、第4項）

処理結果報告の未報告、虚偽（第7条）

2 第35条の規定は、例えば、法人Aが無許可で土砂埋立行為を行った場合、第30条から第34条までの罰則を法人Aの取締役、幹部職員等の自然人に課すとともに、無許可埋立てによって直接の利益を受けた法人Aに対しても同条の罰金を課すものである。

附 則

条例附則第 1 項

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年10月 1 日から施行する。

規則附則第 1 項

(施行期日)

- 1 この規則は、平成11年10月 1 日から施行する。

[趣旨]

- 1 この条例は、県民等に対して新たな義務を課すことから、県民等への周知を行う期間等を考慮して平成11年10月 1 日から施行することとした。

条例附則第 2 項

(経過措置)

- 2 第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定は、この条例の施行の日から 1 月を経過する日以後に行う土砂の搬出から適用する。

[趣旨]

- 1 処理計画書は、「土砂の搬出を開始する日から起算して20日前まで」（条例第 4 条第 1 項）及び「処理計画に係る月の前月の20日まで」に提出することを新たに義務づけたため、条例の施行日から 1 月間の猶予期間を設けたものである。

[解釈及び運用]

- 1 処理計画書の提出が必要となるか否かは、平成11年11月 1 日以降に搬出する土砂の量で判断する。例えば、工事全体の土砂の搬出量が5,000%あっても10月中にほとんどの土砂の搬出が終了し、11月 1 日以降の土砂の搬出が500%未満の場合は、経過措置により処理計画書の提出は不要である。
- 2 また、工事全体の土砂の搬出量が5,000%の場合であっても、本項の規定により処理計画書には11月 1 日以降に搬出する土砂の量を記載することになる。

条例附則第 3 項

- 3 この条例の施行の際現に法令等の許可等で規則で定めるものを受けている者が行う当該許可等に係る土砂埋立行為については、この条例第 3 章（第 8 条を除く。）の規定は適用しない。

規則附則第 2 項

(経過措置に係る法令等の許可等)

2 条例附則第 3 項に規定する規則で定めるものは、別表第 1 及び次に掲げるものとする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 2 又は第34条第 2 項（同法第44条において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第14条第 3 項若しくは第15条第 3 項の規定に基づく認可又は同法第17条第 3 項若しくは第18条第 3 項の規定に基づく許可
- (3) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく許可
- (4) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第25条第 4 項の規定に基づく許可
- (5) 都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第 5 条第 1 項の規定に基づく許可
- (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第 8 条第 1 項の規定に基づく許可
- (7) 神奈川県立自然公園条例（昭和34年神奈川県条例第 6 号）第 7 条第 3 項の規定に基づく認可又は同条例第12条第 1 項の規定に基づく許可
- (8) 風致地区条例（昭和45年神奈川県条例第 5 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく許可
- (9) 自然環境保全条例（昭和47年神奈川県条例第52号）第14条の規定に基づく許可
- (10) 平塚市埋立て等の規制に関する条例（平成10年平塚市条例第10号）第 6 条第 1 項の規定に基づく許可
- (11) 小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例（平成 6 年小田原市条例第27号）第 5 条第 1 項の規定に基づく許可
- (12) 相模原市盛土等の規制に関する条例（平成 9 年相模原市条例第25号）第 6 条第 1 項の規定に基づく許可
- (13) 秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 7 年秦野市条例第19号）第 5 条第 1 項の規定に基づく許可
- (14) 伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成10年伊勢原市条例第24号）第 6 条第 1 項の規定に基づく許可
- (15) 海老名市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 8 年海老名市条例第19号）第 6 条第 1 項の規定に基づく許可
- (16) 座間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 3 年座間市条例第 1 号）第 5 条の規定に基づく許可
- (17) 南足柄市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 8 年南足柄市条例第21号）第 6 条第 1 項の規定に基づく許可
- (18) 葉山町土地埋立て等の規制に関する条例（平成10年葉山町条例第14号）第 5 条第 1 項の規定に基づく許可
- (19) 大磯町土地埋立て等規制条例（平成 9 年大磯町条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく許可

- (20) 中井町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年中井町条例第3号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (21) 松田町まちづくり条例（平成8年松田町条例第11号）第3条第1項の規定に基づく協議
- (22) 山北町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成4年山北町条例第20号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (23) 愛川町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年愛川町条例第14号）第6条第1項の規定に基づく許可
- (24) 城山町総合環境保全条例（平成3年城山町条例第32号）第22条の規定に基づく許可
- (25) 津久井町住環境整備条例（平成2年津久井町条例第14号）第20条第1項の規定に基づく許可
- (26) 相模湖町土砂等による土地の埋立て及び盛土等の規制に関する条例（平成7年相模湖町条例第14号）第5条第1項の規定に基づく許可
- (27) 藤野町土砂等による土地の埋立て、盛土の規制に関する条例（平成3年藤野町条例第21号）第5条の規定に基づく許可

【趣旨】

- 1 すでに他法令の許可を得ている者に対して遡って条例を適用させることは、これらの者の権利を制限し既得の権益を侵害することになること、また許可等の取り直しによる混乱や不経済を回避することから、条例の施行日前に土砂埋立行為を行うことについて、他法令による許可を受けている者については、この条例を適用しないこととした。
- 2 法令に基づく許可等の申請を行っただけで許可等が得られるかどうか不明の場合については既得の権益があるとはいえないこと、また、許可等に際して土砂埋立行為の構造についての審査を法令上必要としていない農地法等や届出行為については土砂埋立行為の安全性について確認が行われていないことから、適用除外とはしなかった。

【解釈及び運用】

- 1 土砂埋立行為を行うことについての許可に関する法令としては、条例第9条第1項第8号の届出をして適用除外となる別表第1の法令のほか、条例では適用除外としていない森林法、自然保護関係法令及び市町村条例の許可であり、届出は含まない。
- 2 これらの法令については、実際に土砂埋立行為に着手していなくても許可を受けていれば適用除外となるものである。
- 3 農地法の転用許可や森林法の伐採届等、適用除外としていない法令の許可等については附則第4項により、条例施行の際、現に土砂埋立行為を行っている場合は、平成11年中はこの条例の許可を受けずに土砂埋立行為を行うことができる。

条例附則第4項

- 4 この条例の施行の際現に土砂埋立行為を行っている者は、この条例の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、第9条第1項の規定は適用しない。その者がその

期間内に同項の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

〔趣旨〕

1 この条例では土砂埋立行為を許可制としているため、これまで許可を受ける必要がなかった土砂埋立行為は条例の施行日と同時に違法状態となるが、これらの土砂埋立行為を処罰の対象とすることは、既存の土砂埋立行為を行っている者の権利を妨げることになる。そこで、この条例では3月間の期間に限って既に行っている土砂埋立行為については、許可不要とすることとした。

また、この期間内に許可申請を行った場合、条例の施行日から3月間を経過しているからといって許可があるまで土砂埋立行為を中断させることは、同様に権利を妨げることとなるため、許可、不許可の処分があるまでは、土砂埋立行為を継続できることとした。

2 本項が適用されるのは、条例の施行日に現に土砂埋立行為を行っている者であり、条例の施行日以降新たに土砂埋立行為に着手しようとする場合には、条例第9条第1項の許可が必要となる。

〔解釈及び運用〕

1 条例第9条第1項の許可を不要としている期間は3月間である。従って、平成11年12月31日まではこの条例の許可を受けずに土砂埋立行為ができるが、平成12年1月1日以降も土砂埋立行為を継続する場合には、当然に条例第9条第1項の許可を受けなければならない。

2 平成11年12月31日に2,000㎡以上の土砂埋立行為が終了する場合であっても、着手が平成11年10月1日以降であれば、条例第9条第1項の許可が必要となる。

3 平成12年1月1日以降土砂埋立行為を継続して行う場合であっても、平成11年10月1日以降の土砂埋立行為の面積が2,000㎡未満である場合には、本則に戻って適用除外（条例第9条第1項第1号）となる。

規則附則第3項

（公共的団体の経過措置）

3 都市基盤整備公団法（平成11年法律第76号）附則第5条の規定による公団の成立の時点までの間は、第5条第1項第15号中「都市基盤整備公団」とあるのは「住宅・都市整備公団」とする。

〔趣旨〕

1 規則の公布時点で「住宅・都市整備公団法」（昭和56年法律第48号）が廃止され、「都市基盤整備公団法」（平成11年法律第76号）が制定されていたが、都市基盤整備公団の成立は同法により登記の時点とされていたため、経過措置として住宅・都市整備公団の名称を使用できることとした。なお、都市整備基盤公団は、平成11年10月1日に成立している。